

建設業法令遵守について

近畿地方整備局 建政部 建設産業第一課

- 建設産業の役割と課題
- 建設業法等の改正
- 建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者
- 適正な下請契約
- 建設現場における建設業法令遵守
- 社会保険等未加入対策

建設産業の役割と課題

建設産業の役割と課題

建設産業の役割

建設産業は、地域のインフラの整備やメンテナンス等の担い手であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う。

【災害の応急対応】

○(社)仙台建設業協会
3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。
同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始。



作業後



【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故 (2007年米ミネソタ州)】(出典: MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

現下の建設産業を取り巻く環境

近年の建設投資の急激な減少や競争の激化等により、建設企業の経営を取り巻く環境の悪化と、現場の技能労働者の減少、若手入職者の減少といった構造的な課題に直面。

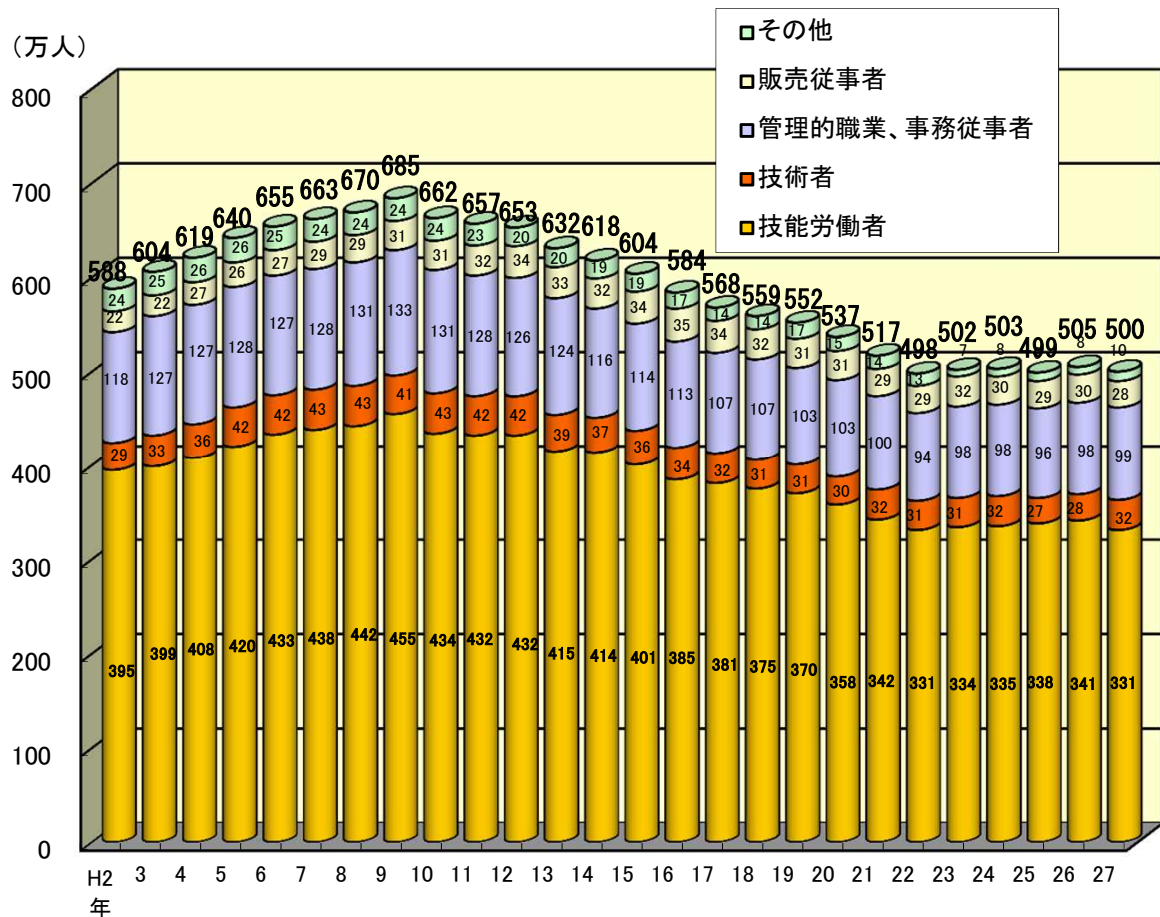
中長期的なインフラの品質確保等のため、国土・地域づくりの担い手として、持続可能な建設産業の構築が課題。

技能労働者等の推移

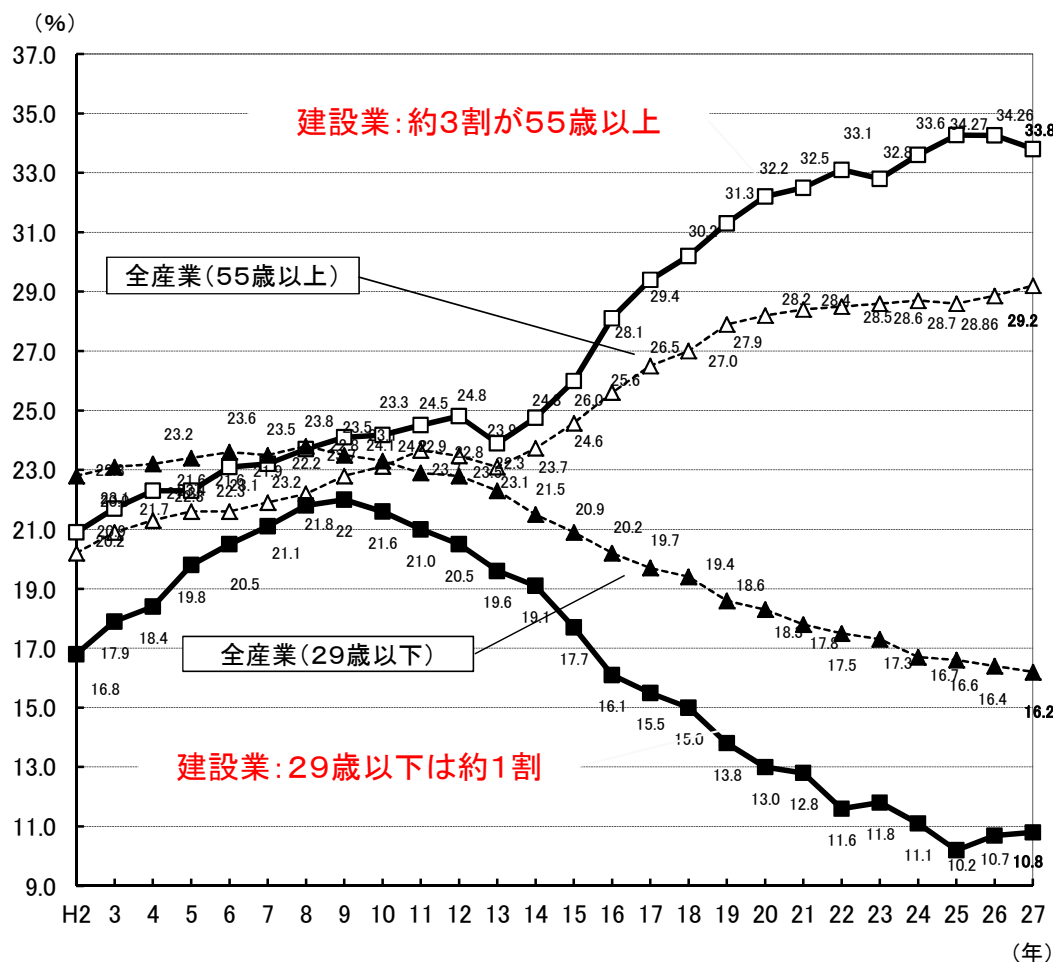
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 498万人(H22) → 500万人(H27)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 32万人(H27)
- 技能労働者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 331万人(H27)

建設業就業者の高齢化の進行

- 建設業就業者は、55歳以上が約34%、29歳以下が約11%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。
- ※実数ベースでは、建設業就業者数のうち平成26年と比較して55歳以上が約4万人減少、29歳以下は同程度(平成27年)



出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出
(※平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値。)



出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省で算出

建設業法等の改正について

【法改正】平成28年6月1日からの変更内容①

業種区分について「解体工事」が新設されました

1. 解体工事を施工する場合は、解体工事業の許可が必要となりました。
2. 解体工事業の新設に伴う経過措置があります。(既に「とび・土工・コンクリート工事業」の許可を得ている業者は、平成31年5月31日までは引き続き解体工事を請け負うことができる等)
3. とび・土工・コンクリート工事業の「建設工事の内容」から「工作物解体工事」の削除されました。

「とび・土工・コンクリート工事」に係る技術者要件が追加されました

基礎ぐい工事に係る技術者の技術力向上の観点から、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間資格(基礎施工士)が追加されました。

監理技術者資格者証と監理技術者講習修了証が統合されました

監理技術者資格者証の裏面に講習修了履歴が掲載されました。

【法改正】平成28年6月1日からの変更内容②

監理技術者の配置が必要となる金額要件が緩和されました

1. 特定建設業許可が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても同様に引き上げられました。
2. 民間工事において施工体制台帳の作成が必要となる下請契約の請負代金額の下限についても同様に引き上げられました。

許可の種類		特定建設業		一般建設業
元請工事における 下請金額合計	建築一式工事 以外	3,000万円以上 ⇒ <u>4,000万円以上</u>	3,000万円未満 ⇒ <u>4,000万円未満</u>	3,000万円以上 ⇒ <u>4,000万円以上</u> は、契約できない
	建築一式工事	4,500万円以上 ⇒ <u>6,000万円以上</u>	4,500万円未満 ⇒ <u>6,000万円未満</u>	4,500万円以上 ⇒ <u>6,000万円以上</u> は、契約できない
工事現場に置くべき技術者		監理技術者	主任技術者	
施工体制台帳 及び 施工体系図	民間工事	必要	不要	
	公共工事	<u>H27.4.1以降に契約した公共工事は、下請契約を行った時点で作成が必要</u>		

【法改正】平成28年6月1日からの変更内容③

現場配置技術者の専任が必要となる金額要件が緩和されました

主任技術者又は監理技術者を専任で配置することが必要な建設工事の請負代金額が引き上げられました。

公共性のある建設工事	該当する		該当しない (個人住宅等)
請負代金額 (建築一式工事以外)	2,500万円以上 ⇒ <u>3,500万円以上</u>	2,500万円未満 ⇒ <u>3,500万円未満</u>	金額要件なし
請負代金額 (建築一式工事)	5,000万円以上 ⇒ <u>7,000万円以上</u>	5,000万円未満 ⇒ <u>7,000万円未満</u>	
現場配置技術者 (監理及び主任技術者) の現場専任	必要	不要	不要

業種区分の新設(解体工事)について

施工能力を有する
建設業者への発注

疎漏工事・公衆災害の防止

専門工事業の
地位の安定、技術の向上

建設業法

建設業者

技術者

建設業者

技術者

小規模建設業者
土木工事請負額
500万円以下

【許可の要件】
・技術力
・経営能力
・誠実性
・財産的基礎

業種ごとに建設業許可

28業種(S46制定)

●総合2業種

・土木
・建築

●専門26業種

・大工
・左官
・とび・土工

とび・土工

解体

技術者

業種に応じた技術者を
営業所や現場に確保・配置

●実務経験

●資格(技術検定等)

解体の実務経験、資格を
有する技術者の配置が必要

今回解体工事業を新設する背景

・重大な公衆災害発生
・環境等の視点
・建築物等の老朽化 など

土木工事業
建築工事業
大工工事業
左官工事業
とび・土工工事業
石工事業
屋根工事業
電気工事業
管工事業

タイル・れんが・ブロック工事業
鋼構造物工事業
鉄筋工事業
ほ装工事業
しゅんせつ工事業
板金工事業
ガラス工事業
塗装工事業
防水工事業

内装仕上工事業
機械器具設置工事業
熱絶縁工事業
電気通信工事業
造園工事業
さく井工事業
建具工事業
水道施設工事業
消防施設工事業
清掃施設工事業

解体工事の内容、例示、区分の考え方について

(平成26年12月25日改正)

建設工事の種類(建設業法別表)	建設工事の内容(告示)	建設工事の例示(ガイドライン)	建設工事の区分の考え方(ガイドライン)
とび・土工・コンクリート工事	イ) 足場の組立て、機械器具・建設資材等の重量物の運搬配置、鉄骨等の組立て、 <u>工作物の解体</u> ※等を行う工事 ロ)～ハ) (略)	イ) とび工事、ひき工事、足場等仮設工事、重量物の揚重運搬配置工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、 <u>工作物解体工事</u> ※ ロ)～ハ) (略)	(略)
<u>解体工事</u> ※	<u>工作物の解体を行う工事</u> ※	<u>工作物解体工事</u> ※	● <u>それぞれの専門工事において建設される目的物について、そのみを解体する工事は各専門工事に該当する。総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物や建築物を解体する工事は、それぞれ土木一式工事や建築一式工事に該当する。*</u>

※ 平成28年6月1日から施行。

告示: 建設業法第二条第一項の別表の上欄に掲げる建設工事の内容(H26.12.25改正)

ガイドライン: 建設業許可事務ガイドライン(H26.12.25改正)

HPアドレス: <http://www.milt.go.jp/common/001064710.pdf>

解体工事業の技術者要件に関する経過措置

○技術者要件に関する経過措置

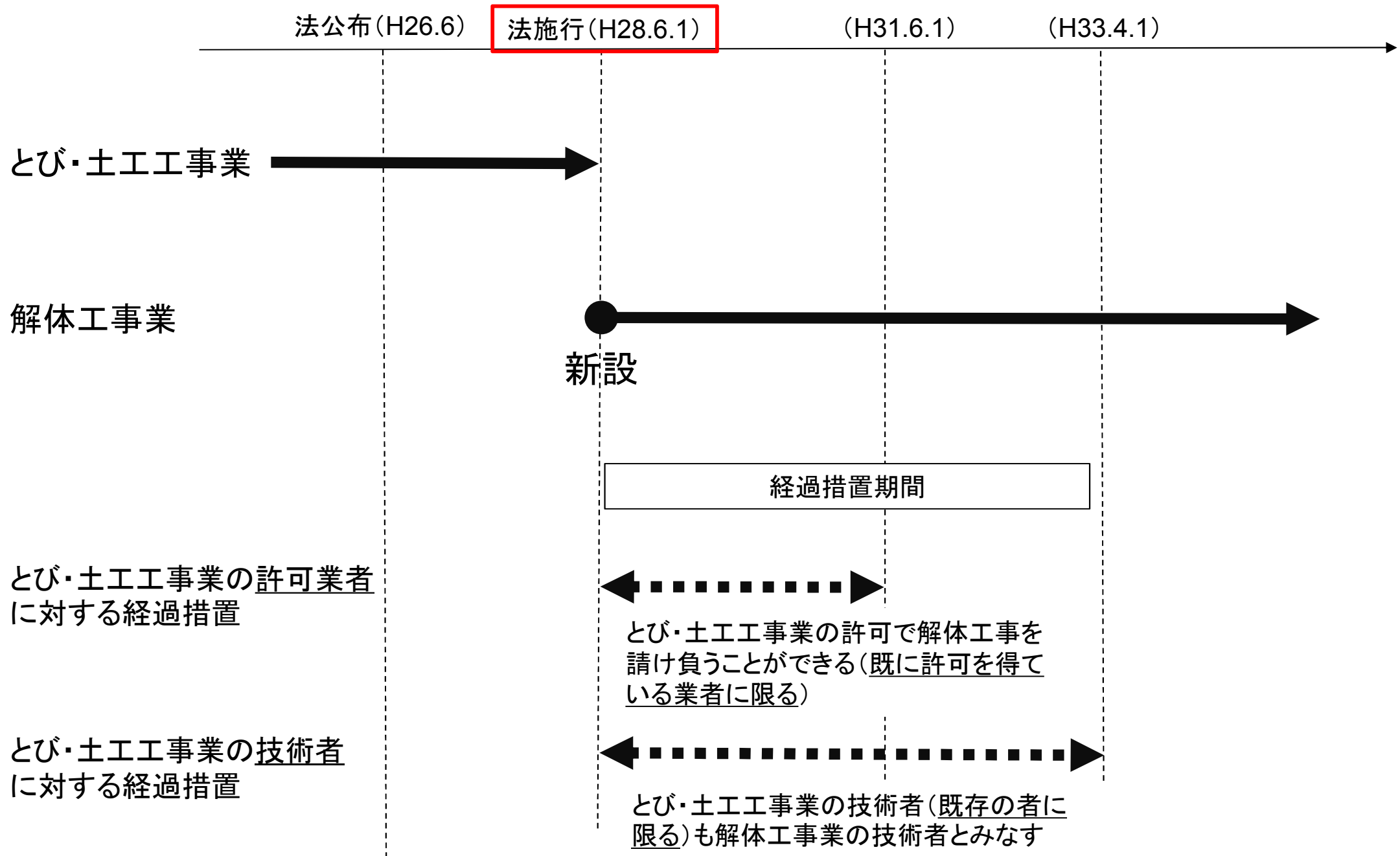
平成33年3月31日までの間は、とび・土工工事業の技術者（既存の者に限る。）も解体工事業の技術者とみなす。

（例1）平成27年度までに合格した1級建築施工管理技士の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
<ul style="list-style-type: none"> ●解体工事に関する実務経験無し →解体工事業の技術者と<u>みなす</u> ●解体に関する実務経験1年以上又は登録解体工事講習受講者 →解体工事の技術者 	<p><u>解体工事に関し1年以上の実務経験を有している又は登録解体工事講習を受講していれば、解体工事業の技術者となる</u></p>

（例2）平成27年度までに合格した2級土木施工管理技士（薬液注入）の場合

平成33年3月31日まで	平成33年4月1日以降
<p><u>解体工事業の技術者とみなす</u></p>	<p><u>解体工事業の技術者ではない</u></p>



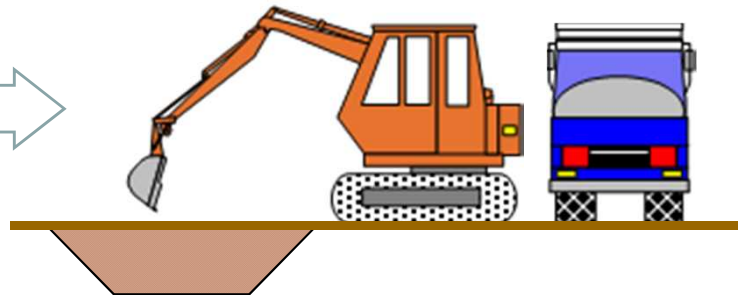
○物価上昇、消費税等を踏まえ、技術者の配置にかかる金額要件を見直します。

○工事現場毎に専任(=その工事にのみ従事すること)で技術者(監理技術者及び主任技術者)を配置しなければならない請負金額が変わります。

技術者



専任



2,500万円以上



3,500万円以上

※建築一式工事の場合は5,000万円以上→7,000万円以上

○元請企業が、配置技術者を監理技術者としなければならない下請金額の合計が変わります。

※特定建設業の許可や、民間工事における施工体制台帳の作成を要する下請金額も同金額に変わります。

元請企業



監理技術者

下請企業

下請企業

下請企業

3,000万円以上



4,000万円以上

※建築一式工事の場合は4,500万以上→6,000万以上

【参考】 監理技術者 : 下請金額が大きい場合に主任技術者に代えて必要となる、技術力の高い技術者(1級施工管理技士等)
主任技術者 : 工事現場の施工の技術上の管理をつかさどる技術者(2級施工管理技士等)

基礎ぐい工事問題・中間とりまとめを受け、基礎ぐい工事に係る技術者の技術力向上の観点から、とび・土工工事業の主任技術者の要件に新たに、国土交通大臣の登録を受けた基礎ぐい工事に係る民間試験(基礎施工士検定試験を想定)に合格した者を追加するよう整備
 (建設業法施行規則の一部改正)

工事の種類	監理技術者資格	主任技術者資格 (左記の監理技術者資格に加え以下の資格を規定)
とび・土工 ・コンクリート工事	<ul style="list-style-type: none"> ○1級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技術士 ○実務経験者 *主任技術者要件に加え、 指導監督的実務経験を有するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ○2級施工管理技士 (建設機械・土木・建築) ○技能士 (型枠施工、コンクリート圧送施工、 ウェルポイント施工、ブロック建築) ○地すべり防止工事士【民間資格】 ○基礎施工士【民間資格】 ※今回の省令改正で追加 ○実務経験者 <ul style="list-style-type: none"> ・大卒後3年以上の実務経験 ・高卒後5年以上の実務経験 ・10年以上の実務経験

建設業法に基づく適正な 施工体制と配置技術者

建設業法(昭和24年法律第100号)の目的

建設業法は、建設業を営む者の資質の向上、建設工事の請負契約の適正化等を図ることによって、建設工事の適正な施工を確保し、発注者を保護するとともに、建設業の健全な発達を促進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的に定められたものです。 (建設業法第1条)

○目的達成のための手段の主たる例示

1. 建設業を営む者の資質の向上
 2. 建設工事の請負契約の適正化
- 等



○建設業法の目的

1. 建設工事の適正な施工を確保
2. 発注者を保護
3. 建設業の健全な発達を促進



さらに……

公共の福祉の増進に寄与すること

建設業の許可を要するもの

許可制度

国土交通大臣許可

(2以上の都道府県に営業所を設置)

都道府県知事許可

(1の都道府県のみ営業所を設置)

29業種

(土木工事・建築工事等)

特定建設業許可

(4,000万円※1以上の下請契約を結ぶ工事)

一般建設業許可

(特定建設業以外)

許可の要件

経營業務管理責任者の設置

(許可を受けようとする建設業に関し5年以上経營業務の管理責任者としての経験を有する常勤役員等を置かなければならない)

営業所専任技術者の設置

(営業所ごとに、技術検定等の試験に合格した技術者等を置かなければならない)

その他、財産的基礎を有していること 等

建設業の許可を要しないもの

500万円未満の建設工事

(建築一式工事については、1500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事)

技術者制度

建設工事の適正な施工の確保

監理技術者の設置

(4,000万円※1以上の下請契約を結ぶ工事)

主任技術者の設置

(全ての建設工事)

技術者の専任配置

(公共性のある又は多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な工事を行う場合)

監理技術者資格者証保持者の選任

(公共性のある又は多数の者が利用する施設・工作物に関する工事を行う場合)

※1... 建築一式工事業の場合は、6,000万円

監督処分

※ 許可を有さない者に対しても処分可能

法令遵守の実効性を確保するため不適合な者に対する処分

(請負契約に関し不誠実な行為・一括下請負等)

- ①指示処分
- ②営業停止処分
- ③許可取消処分
- ④罰則の適用

請負契約の適正化

公正な請負契約の締結義務 請負契約の書面締結義務 等

- 請負契約の片務性の改善
- 下請負人保護の徹底

経営事項審査

経営に関する客観的事項の審査

(公共工事の入札に参加しようとする建設業者)

- ①経営規模
- ②経営状況
- ③技術力
- ④その他

紛争の処理

建設工事紛争審査会

(建設工事の請負契約に関する紛争の処理のため、国土交通省及び都道府県に設置)(裁判外紛争処理機関(ADR))

- ①あっせん
- ②調停
- ③仲裁

建設業法の用語の定義等

- **「建設業者」**とは、建設業法の許可を受けて、建設工事の完成を請け負う営業を営む者をいう。
 - ※ 「軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者」は、建設業法上は「建設業を営む者」としています。
 - 「建設業を営む者」**＝「建設業者」＋「軽微な工事のみ請け負うことを営業する者」
 - ※ 「軽微な建設工事」とは、
 - ・ 建築一式工事にあつては、1件の請負代金の額が1,500万円に満たない工事又は延べ面積が150㎡に満たない木造住宅工事
 - ・ 建築一式工事以外の建設工事にあつては、1件の請負代金の額が500万円に満たない工事のことをいいます。



軽微な建設工事の請負代金の額は、

- ・ 同一の建設業を営む者が工事の完成を請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額となる。(ただし、正当な理由により分割したときは除く)
- ・ 注文者が材料を提供し、工事の請負代金の額に材料の価格が含まれない場合であっても、その市場価格又は市場価格及び運送費を当該請負契約の請負代金の額に加えた額とする。 (施行令第1条の2)

- **「建設工事の請負契約」**とは、報酬を得て、建設工事の完成を目的として締結する契約をいいます。



建設工事にあたらぬもの

- ①草刈り、除雪、路面清掃などの作業
- ②建設資材や仮設材などの賃貸
- ③保守点検のみの委託契約
- ④工作物の設計業務
- ⑤地質調査、測量調査などの業務
- ⑥警備業務(交通誘導員)
- ⑦資材等の売買など

- **「請負代金の額」**は、その他の個々の取引に係る請負代金に係る用語は、当該取引に係る消費税及び地方消費税の額を含みます。(平成9年3月26日経建発第93号「建設業法施行令等の一部改正等について(通知)」四.)

一般建設業と特定建設業

一般建設業

軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする場合を除き、建設業を営む者は、元請・下請を問わず一般建設業の許可を受ける必要があります。

建設業法上では、まずは一般建設業の許可が必要である旨を規定し、さらに……

特定建設業

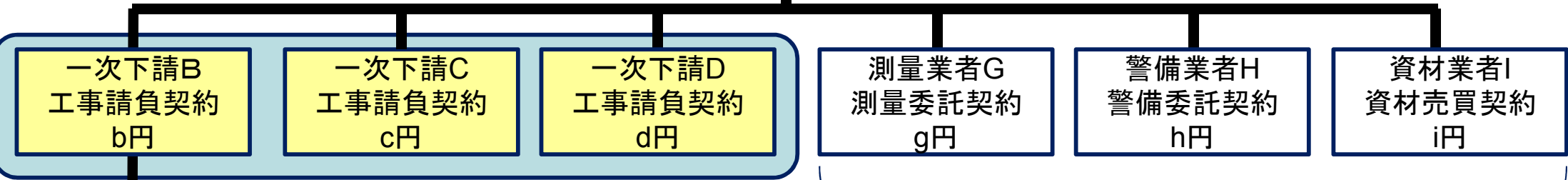
発注者から直接工事を請け負い、かつ、4,000万円(建築一式の場合は6,000万円)以上を下請契約して工事を施工する者は特定建設業の許可を受ける必要があります。



発注者

元請A

←……… 発注者から直接工事を請け負う者



建設工事に該当しないため、判断の対象外

ポイント【特定建設業が必要な場合】

元請A の締結する 一次下請との下請契約の総額 (b円+c円+d円) が

4,000万円以上になる場合、特定建設業の許可が必要です。
※建築一式の場合は、4,000万円以上を6,000万円に読み替える。



営業所の技術者

- 営業所に専任
- 継続的な雇用関係（出向社員可）
- 建設工事に関する請負契約の適正な締結・履行するための技術者
- 見積、入札、契約締結など

主任技術者



主任技術者

- 現場に配置
- 直接的かつ恒常的な雇用関係（出向社員は原則不可）
- 3,500万円（建築一式は7,000万円）以上で、公共性のある又は多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な工事を行う場合、現場に専任
- 建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工の従事する者の技術上の指導監督

監理技術者



監理技術者

- 現場に配置
- 直接的かつ恒常的な雇用関係（出向社員は原則不可）
- 3,500万円（建築一式は7,000万円）以上で、公共性のある又は多数の者が利用する施設・工作物に関する重要な工事を行う場合、現場に専任
- 下請代金の総額が4,000万円（建築一式は6,000万円）以上で現場に配置
- 施工計画の作成、工程管理、品質管理、その他技術上の管理、施工の従事する者の技術上の指導監督

工事現場に配置する技術者

建設工事の適正な施工を確保するためには、実際に施工を行っている工事現場に、一定の資格・経験を有する技術者を配置し、施工状況の管理・監督をすることが必要です。（建設業法第26条）

主任技術者

建設業者は、請け負った建設工事を施工する場合には、請負代金の額の大小、元請・下請にかかわらず、必ず工事現場に施工上の管理をつかさどる**主任技術者**を置かなければなりません。

※500万円未満の工事であっても、建設業者（許可業者）であれば、主任技術者の配置が必要です。

- ①1級・2級の国家資格者 ②実務経験者

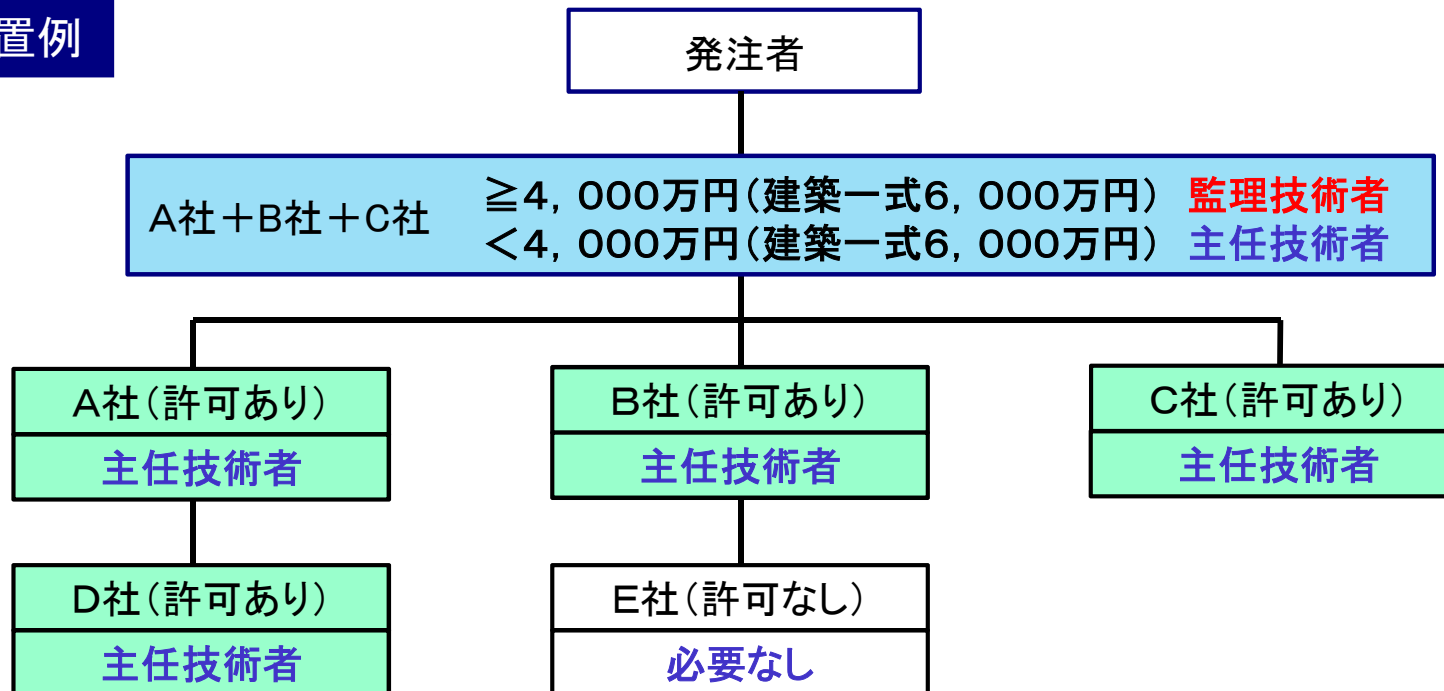
監理技術者

発注者から直接工事を請け負い（元請）、かつ、4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上を下請契約を締結して施工する場合は、主任技術者に代えて、**監理技術者**を置かなければなりません。

または

- 1級の国家資格者 等

現場技術者の配置例



工事現場に配置する技術者

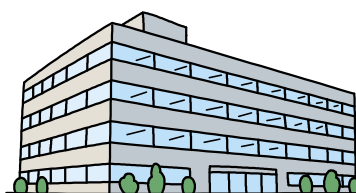
雇用関係

主任技術者又は監理技術者については、工事を請け負った企業と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることが必要とされています。したがって、以下のような技術者の配置は認められません。

- ①直接的な雇用関係を有していない場合(在籍出向者や派遣社員など)
- ②恒常的な雇用関係を有していない場合(一つの工事の期間のみの短期雇用) (監理技術者制度運用マニュアル 二-四(3))

特に国、地方公共団体等が発注する建設工事において、**発注者から直接請け負う建設業者の専任の監理技術者等**については、所属建設業者から入札の申込のあった日(指名競争に付す場合であって入札の申込を伴わないものにあつては入札の執行日、随意契約による場合にあつては見積書の提出のあった日)以前に当該建設業者と**3ヵ月以上の雇用関係にあることが必要**です。

恒常的な雇用関係については、監理技術者資格者証の交付年月日若しくは変更履歴又は健康保険被保険者証の交付年月日等により確認できることが必要です。(監理技術者制度運用マニュアル二-四(3))



建設業者



主任技術者

監理技術者

主任技術者から監理技術者への変更

当初は主任技術者を配置した工事で、大幅な工事内容の変更等により、工事途中で下請契約の請負代金の額が4,000万円(建築一式工事の場合は6,000万円)以上となったような場合には、発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、主任技術者に代えて、所定の資格を有する監理技術者を配置しなければなりません。

ただし、工事施工当初においてこのような変更があらかじめ予想される場合には、当初から監理技術者になり得る資格を持つ技術者を配置しなければなりません。

(監理技術者制度運用マニュアル 二-二(3))

※施工管理をつかさどっている**監理技術者等の工期途中での交代は、建設工事の適正な施工の確保を阻害する恐れがあることから、慎重かつ必要最小限とする**必要がある。

(監理技術者制度運用マニュアル二-二(4))

【当初の請負契約】

請負金額 6,000万円
下請金額 3,700万円

主任技術者



【変更後の請負契約】

請負金額 7,000万円
下請金額 4,400万円

監理技術者

専任の監理・主任技術者が必要な工事

公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、工事一件の請負金額が **3,500万円(建築一式工事の場合は7,000万円)** 以上のものについては、工事の安全かつ適正な施工を確保するために、工事現場ごとに専任の技術者を置かなければなりません。なお、工事現場ごとに置く専任の技術者の配置は、下請工事であっても必要です。
(建設業法第26条第3項)

- ◆公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事
- ◆請負代金の額が**3,500万円(建築一式工事は7,000万円)**以上の個人住宅を除くほとんどの工事
※いわゆる民間工事も含まれます。

※「工事現場ごとに専任」とは、

専任とは、他の工事現場に係る職務を兼務せず、常時継続的に当該工事現場に係る職務にのみ従事していることをいいます。したがって、「営業所の専任技術者」との兼任は、原則、できません。

工事現場ごとに置く専任の技術者

- ◆営業所の専任技術者との兼任不可
- ◆他の工事現場との兼任不可

【注意】

「営業所の専任技術者」は、現場の専任を要する主任技術者又は監理技術者になることができないことに注意！！

「営業所の専任技術者」は、請負契約の締結にあたり技術的なサポート(工法の検討、注文者への技術的な説明、見積等)を行うことが職務ですから、所属営業所に常勤していることが原則です。

例外的に、技術者の専任性が求められない工事であって、①当該営業所で契約締結した建設工事で、②当該営業所が職務を適正に遂行できる程度近接した工事現場で、③当該営業所と常時連絡が取れる状態である場合には、兼務することができます(全ての要件を満たすことが必要)。

「営業所における専任の技術者の取扱いについて(H15.4.21国総建第18号)」

専任の主任技術者の取扱い【要件緩和】

(建設業法施行令 第27条第2項)

前項に規定する建設工事のうち密接な関係のある二以上の建設工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工するものについては、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができる。

従前の取扱い (H25.2.5より実施)

以下に該当する場合、同一の専任の主任技術者が原則2件程度の工事を管理することができる。

密接な関係のある工事

工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

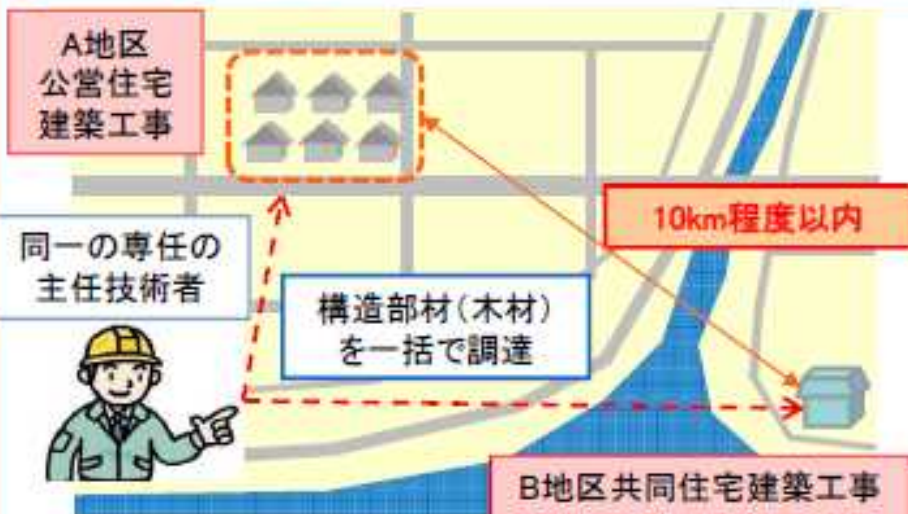
近接した場所

工事現場の相互の間隔が5km程度

H26.2より全国で適用

「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(H26.2.3付け国土建第272号)」

要件の緩和 (* 東日本大震災の被災地ではH25.9より適用)



近接した場所

工事現場の相互の間隔が10km程度の場合も適用

密接な関係のある工事

「施工にあたり相互に調整を要する工事」の適用範囲の弾力化【=例示の追加(建築工事でも適用)】

(例)・2つの現場の資材を一括で調達し、相互に工程調整を要するもの
・相当の部分の工事を同一の下請け業者で施工し、相互に工程調整を要するもの

適用にあたっては、従来通り、安全や品質の確保等、各工事の適正な施工について、発注者が適切に判断することが必要

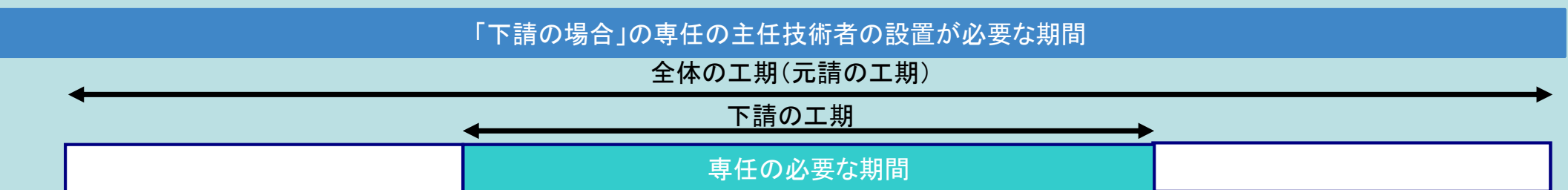
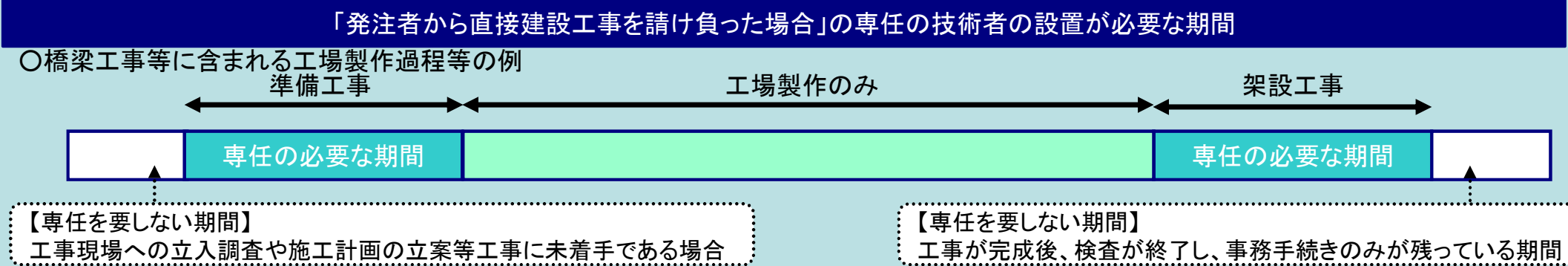
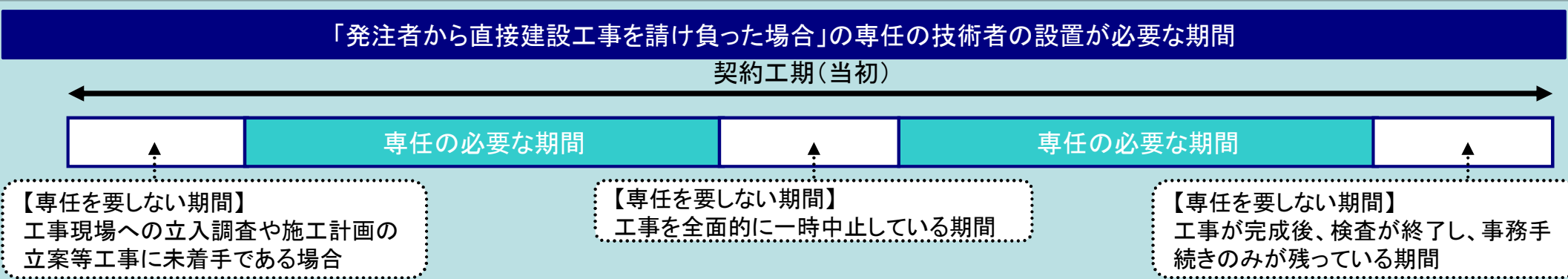
監理・主任技術者の専任設置期間について

専任で設置すべき期間とは

元請については、基本的には契約工期が専任の技術者を設置すべき期間とされていますが、工事が行われていないことが明確な期間、或いは、工場製作のみ行われている期間は必ずしも専任の技術者の設置を要しません。ただし、**いずれの場合も、発注者と建設業者の間で設計図書もしくは打合せ記録等の書面により、専任を要さない期間が明確にされていることが必要です。**

下請については、当該下請工事(再下請した工事があるときは、当該工事を含む。)の施工期間に技術者を専任で配置しなければなりません。

(監理技術者制度運用マニュアル 三(2))



【注意】例えば、建設工事が三次下請業者まで下請されている場合で、三次下請業者が作業を行っている場合は、一次及び二次下請業者は、自らが直接施工する工事が無い場合であっても主任技術者は現場に専任していなければなりません。

監理技術者資格者証

元請業者が当該工事現場に専任で配置する監理技術者は、元請業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で「監理技術者資格者証」の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者※の中から選任しなければなりません。
(建設業法第26条第4項)

※選任された監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。

また、前項の規定により選任された監理技術者は、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。
(建設業法第26条第5項)

現行の監理技術者資格者証(左)と監理技術者講習修了証(右)

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日
	交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
所 属 建 設 業 者	許 可 番 号
有 する 資 格	
建 設 業 の 種 類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 砂 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 圍 井 具 水 消 滅
有 ・ 無	

(表面)
(裏面)

監 理 技 術 者 講 習 修 了 証	
修了証番号 第 号	
写 真	本 籍 氏 名
	(生年月日 年 月 日)
	この者は、建設業法第26条第4項の国土交通大臣の登録を受けた講習の課程を修了した者であることを証します。
修了年月日 年 月 日	
登録講習実施機関代表者	印
(登録番号 第 号)	

(裏面)

注意事項

- 1 建設業法第26条第4項の規定により選任されている監理技術者は、当該選任の期間中のいずれの日においてもその日の前5年以内に行われた講習を受講していなければならない。
- 2 建設業法第26条第4項に規定する発注者から本証の提示を求められることがある。
- 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

H28.6.1以後の監理技術者資格者証

氏名	年 月 日 生 本籍
住所	
写 真	初回交付 年 月 日 交付 年 月 日
	交付番号 第 号
	監理技術者資格者証 平成 年 月 日 まで有効
	国土交通大臣 指定資格者証交付機関代表者
所 属 建 設 業 者	許 可 番 号
有 する 資 格	
建 設 業 の 種 類	土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し 砂 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 圍 井 具 水 消 滅
有 ・ 無	

(表面)
(裏面)

監理技術者講習修了履歴	修了証番号: 第 号 修了年月日: 年 月 日
	氏名: 生年月日: 年 月 日
	講習実施機関名: 印
資格者証備考	※講習修了者がラベルを貼る又は建設業技術者センターで修了情報を確認出来た場合は印字

統
合

技術者の資格一覧表

許可を受けている業種	指定建設業（7業種）			その他（左記以外の22業種）			
	土木一式、建築一式、管、鋼構造物、舗装、電気、造園			大工、左官、とび・土工・コンクリート、石、屋根、タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゅんせつ、板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体			
許可の種類	特定建設業		一般建設業	特定建設業		一般建設業	
元請工事における下請金額合計	4,000万円*1以上	4,000万円*1未満	4,000万円*1以上は契約できない	4,000万円*1以上	4,000万円*1未満	4,000万円*1以上は契約できない	
工事現場の技術者制度	工事現場に置くべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の資格要件	一級国家資格者 国土交通大臣特別認定者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者		一級国家資格者 実務経験者	一級国家資格者 二級国家資格者 実務経験者	
	技術者の現場専任	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事*2であって、請負金額が3,500万円*3以上となる工事					
	監理技術者資格者証の必要性	必要	必要なし		必要	必要なし	

*1：建築一式工事の場合6,000万円

*2：①国又は地方公共団体が注文者である施設又は工作物に関する建設工事、②鉄道、軌道、索道、道路、橋、護岸、堤防、ダム、河川に関する工作物、砂防用工作物、飛行場、港湾施設、漁港施設、運河、上水道又は下水道、電気事業用施設、ガス事業用施設に関する建設工事、③石油パイプライン事業用施設、電気通信事業の用に供する施設、放送の用に供する施設、学校、図書館、美術館、博物館又は展示場、社会福祉事業の用に供する施設、病院又は診療所、火葬場、と畜場又は廃棄物処理施設、熱供給施設、集会場又は公会堂、市場又は百貨店、事務所、ホテル又は旅館、共同住宅、寄宿舍又は下宿、公衆浴場、興行場又はダンスホール、神社、寺院又は教会、工場、ドック又は倉庫、展望塔のいずれかに該当する建設工事
(建設業法施行令第27条第1項)

*3：建築一式工事の場合7,000万円

専門技術者の配置とは

土木工事業や建築工事業の業者が、土木一式工事又は建築一式工事を施工する場合(元請)、これらの一式工事の中に他の専門工事も含まれている場合には、それぞれの専門工事について主任技術者の資格を持っている者(専門技術者)を工事現場に置かなければなりません。

(建設業法第26条の2第1項)

このため、土木一式工事又は建築一式工事を受注してその中で併せて専門工事も施工する建設業者は、

一式工事の主任技術者又は監理技術者が、その専門工事について、主任技術者の資格持っている場合、その者が専門技術者を兼ねる

一式工事の主任技術者又は監理技術者とは別に、同じ会社の中で、他にその専門工事について主任技術者の資格を持っている者を専門技術者として配置する

その**専門工事について建設業の許可を受けている専門事業者に下請け**する

のいずれかを選ばなければなりません。

また、建設業者は、許可を受けた建設業の建設工事に附帯する他の建設工事(いわゆる附帯工事)をすることができますが、その場合も、当該附帯工事に関する専門技術者を置かなければなりません。自ら施工しない場合には、当該附帯工事(軽微な建設工事は除く。)に係る建設業の許可を受けた建設業者に当該工事を施工させなければなりません。(建設業法第26条の2第2項)

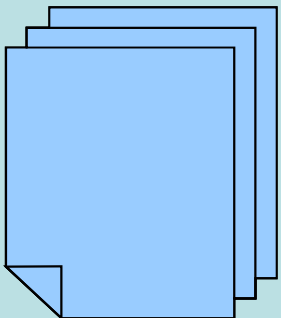
施工体制台帳及び施工体系図の作成

特定建設業者は、発注者から直接請け負った建設工事を施工するために締結した下請契約の総額が4,000万円(建築一式工事:6,000万円)以上になる場合は、施工体制台帳及び施工体系図を作成することが義務付けられています。(建設業法第24条の7)

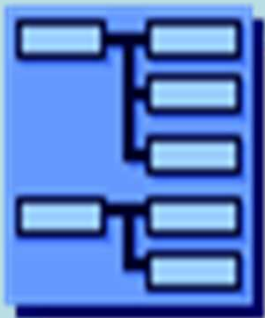
施工体制台帳は、下請、孫請など工事施工を請け負う全ての業者名、各業者の施工範囲、各業者の技術者氏名等を記載した台帳のことをいいます。

施工体制台帳及び施工体系図を作成しなければならない工事

元請: 特定建設業者が、
4,000万円(建築一式 6,000万円)
以上を下請契約を締結するとき作成



施工体制台帳



施工体系図

必要

元請業者

一次下請	建設工事の請負金額 2,500万円
一次下請	建設工事の請負金額 2,000万円
測量業者	測量の委託契約 50万円
資材業者	資材の売買金額 500万円
警備業者	警備の請負金額 100万円
運搬業者	運搬の請負金額 100万円

4,500万 ≥ 4,000万円

不要

元請業者

一次下請	建設工事の請負金額 1,200万円
一次下請	建設工事の請負金額 800万円
一次下請	建設工事の請負金額 1,800万円
資材業者	資材の売買金額 500万円
警備業者	警備の請負金額 100万円
運搬業者	運搬の請負金額 100万円

3,800万 < 4,000万円

※ 建設工事に該当しない資材納入、調査業務、運搬業務、警備業務などの契約金額は含みません。

※平成27年4月1日以降に契約する公共工事については、下請契約を締結する全ての元請業者が、施工体制台帳を作成しなければなりません。

何のために施工体制台帳は必要なのでしょうか？

施工体制台帳の作成を通じて元請業者に現場の施工体制を把握させることで、

①品質・工程・安全などの施工上のトラブルの発生

②不良・不適格業者の参入、建設業法違反（一括下請負等）

③安易な重層下請 → 生産効率低下

を防止しようとするものです。

施工体制台帳の提出・閲覧・保存

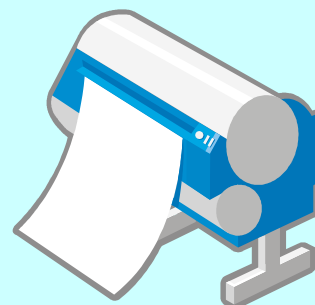


施工体制台帳

現場に据え置く(工事中)

5年間保存(工事完了後)

公共工事



写しの提出

民間工事



発注者の閲覧

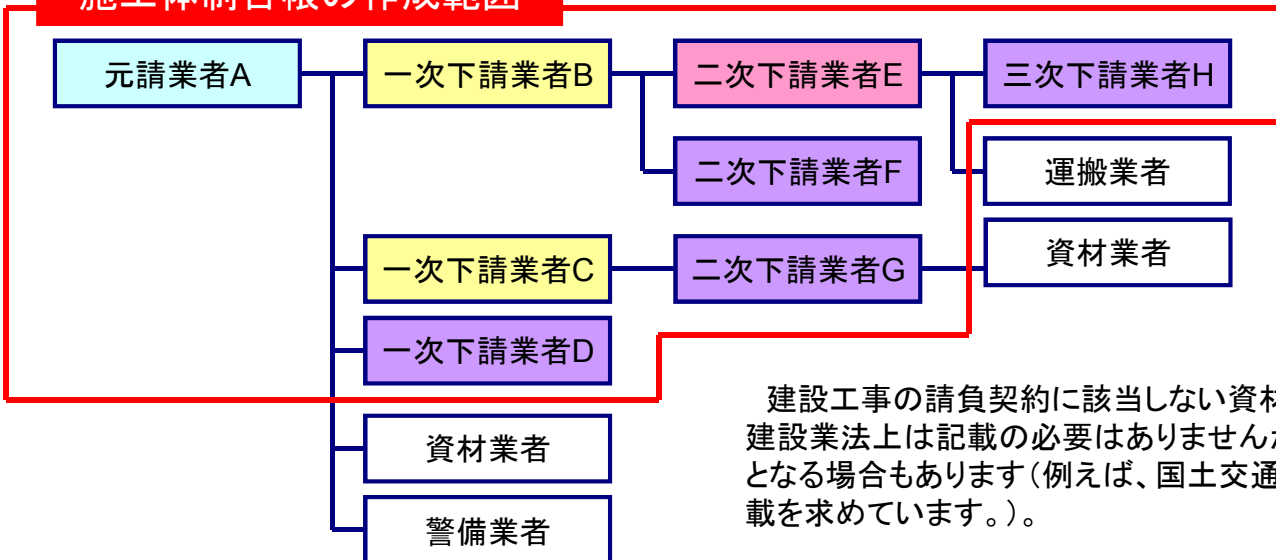
施工体制台帳の作成が必要な工事については、**公共工事、民間工事を問わず作成しなければなりません。**また、請け負った建設工事の目的物を発注者に引き渡すまでの期間、工事現場ごとに備え置く必要があります。

さらに、入札契約適正化法の規定により、公共工事においては施工体制台帳の写しを発注者に提出しなければなりません。

施工体制台帳記載の下請負人の範囲

施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約」における全ての下請負人(無許可業者を含む。)を指しますので、一次下請だけでなく二次下請、三次下請等も記載の対象になります。

施工体制台帳の作成範囲

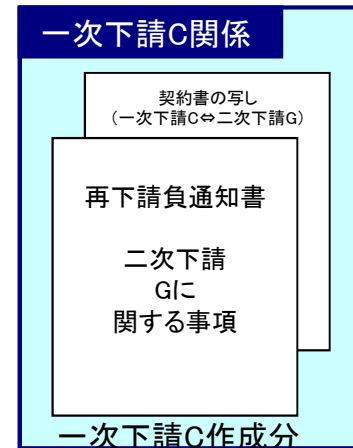
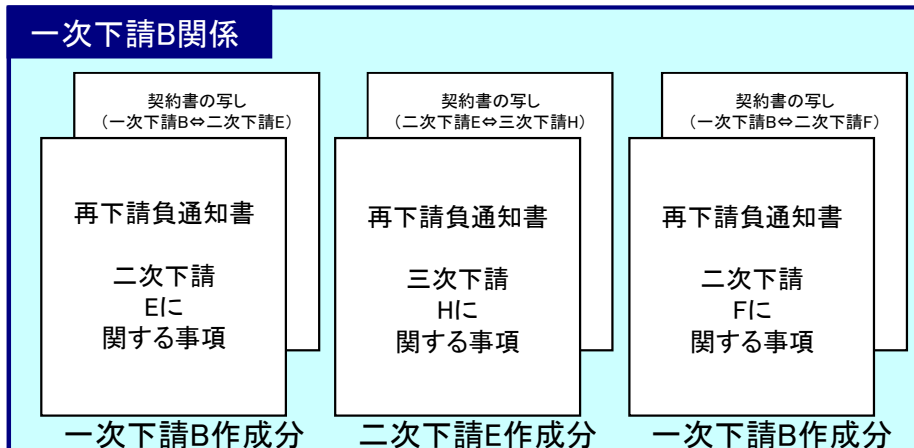
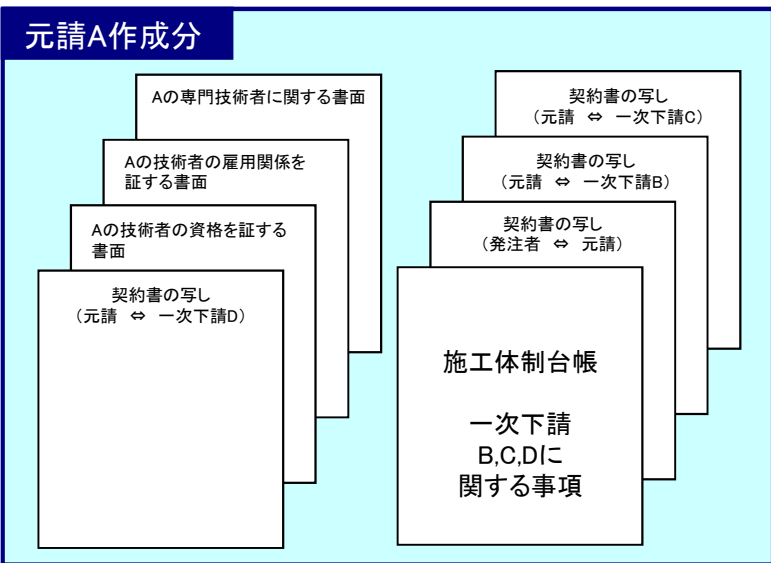


- =一次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知
- =二次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者(作成特定建設者)に対し再下請通知書を提出
- =三次下請業者に対し施工体制台帳作成対象工事である旨を通知するとともに、元請業者(作成特定建設者)に対し再下請通知書を提出
- =再下請負していないため、施工体制台帳作成対象工事である旨の通知及び再下請通知書の提出義務なし

建設工事の請負契約に該当しない資材納入や調査業務、運搬業務などにかかる下請負人等については、建設業法上は記載の必要はありませんが、仕様書等により発注者が記載を求めているときには記載が必要となる場合もあります(例えば、国土交通省発注工事では、警備会社との契約について共通仕様書により記載を求めています。)

施工体制台帳の構成

- ①元請業者と一次下請業者の記載事項と添付書類
- ②再下請負通知の記載事項と添付書類



- ※ 一次下請業者D、二次下請業者F、二次下請業者G、三次下請業者H については、再下請負していないため、再下請負通知書の提出義務なし
- ※ 民間工事の場合は、下請間の契約書の「請負金額に係る部分」は除いて良い。

施工体制台帳の記載内容と添付書類

施工体制台帳には、作成特定建設業者の許可に関する事項、請け負った建設工事に関する事項、下請負人に関する事項、社会保険の加入状況、外国人建設就労者の従事状況などを記載しなければなりません。
(建設業法施行規則第14条の2)

施工体制台帳の記載内容

工事内容と建設業許可

配置技術者の氏名と資格

請負契約関係

社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況

外国人建設就労者の従事状況

施工体制台帳の添付書類

①発注者との請負契約書

作成建設業者が請け負った建設工事の契約書の写し

②下請契約書

一次下請との契約書の写し及び二次下請以下の下請負人が締結した全ての請負契約書の写し

③主任技術者又は監理技術者(専門技術者)関係(元請企業)

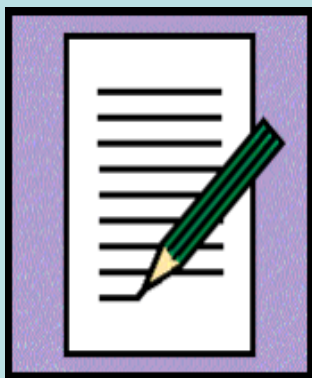
- 主任技術者が資格を有することを証する書面(学校及び学科を修めたことを証する学校の証明書、実務の経験を証する使用者の証明書、技術認定合格証明書、監理技術者資格者証明書等の写し)
- 監理技術者(専任を要する場合)が監理技術者資格を有することを証する書面(監理技術者資格者証の写し)
- 主任技術者又は監理技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあることを証明するものの写し(健康保険証等又は監理技術者資格者証の写し)
- 専門技術者(置いた場合に限る)の資格及び雇用関係を証する書面

「施工体制台帳・施工体系図」作成に係る関係者への周知義務

(建設業法施行規則第14条の3)

まずは、施工体制台帳作成工事であることを
工事関係者に周知しよう

掲
示



行う者:元請業者

●現場内の見やすい場所に
再下請通知書の提出案内を
掲示

書
面
通
知



行う者:全ての業者

●下請に工事を発注する際、
以下を書面で通知
○元請業者の名称
○再下請負通知が必要な旨
○再下請通知書提出場所

現場への掲示文例

この建設工事の下請負人となり、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者に請け負わせた方は、遅滞なく、工事現場内建設ステーション／△△営業所まで、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を提出して下さい。

一度通知した事項や書類に変更が生じたときも変更の年月日を付記して同様の書類を提出して下さい。

〇〇建設(株)

下請業者への書面通知例

下請負人となった皆様へ

今回、下請負人として貴社に施工を分担していただく建設工事については、建設業法(昭和24年法律第100号)第24条の7第1項により、施工体制台帳を作成しなければならないこととなっています。

① この建設工事の下請負人(貴社)は、その請け負った建設工事を他の建設業を営む者(建設業の許可を受けていない者を含みます。)に請け負わせたときは、建設業法第24条の7第2項の規定により、遅滞なく、建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第14条の4に規定する再下請負通知書を当社あてに次の場所まで提出しなければなりません。また、一度通知いただいた事項や書類に変更が生じたときも、遅滞なく、変更の年月日を付記して同様の通知書を提出しなければなりません。

② 貴社が工事を請け負わせた建設業を営む者に対しても、この書面を複写し交付して、「もしさらに他の者に工事を請け負わせたときは、作成特定建設業者に対する①の通知書の提出と、その者に対するこの書面の写しの交付が必要である」旨を伝えなければなりません。

作成建設業者の商号

〇〇建設(株)

再下請負通知書の提出場所 工事現場内建設ステーション／△△営業所

再下請負通知書

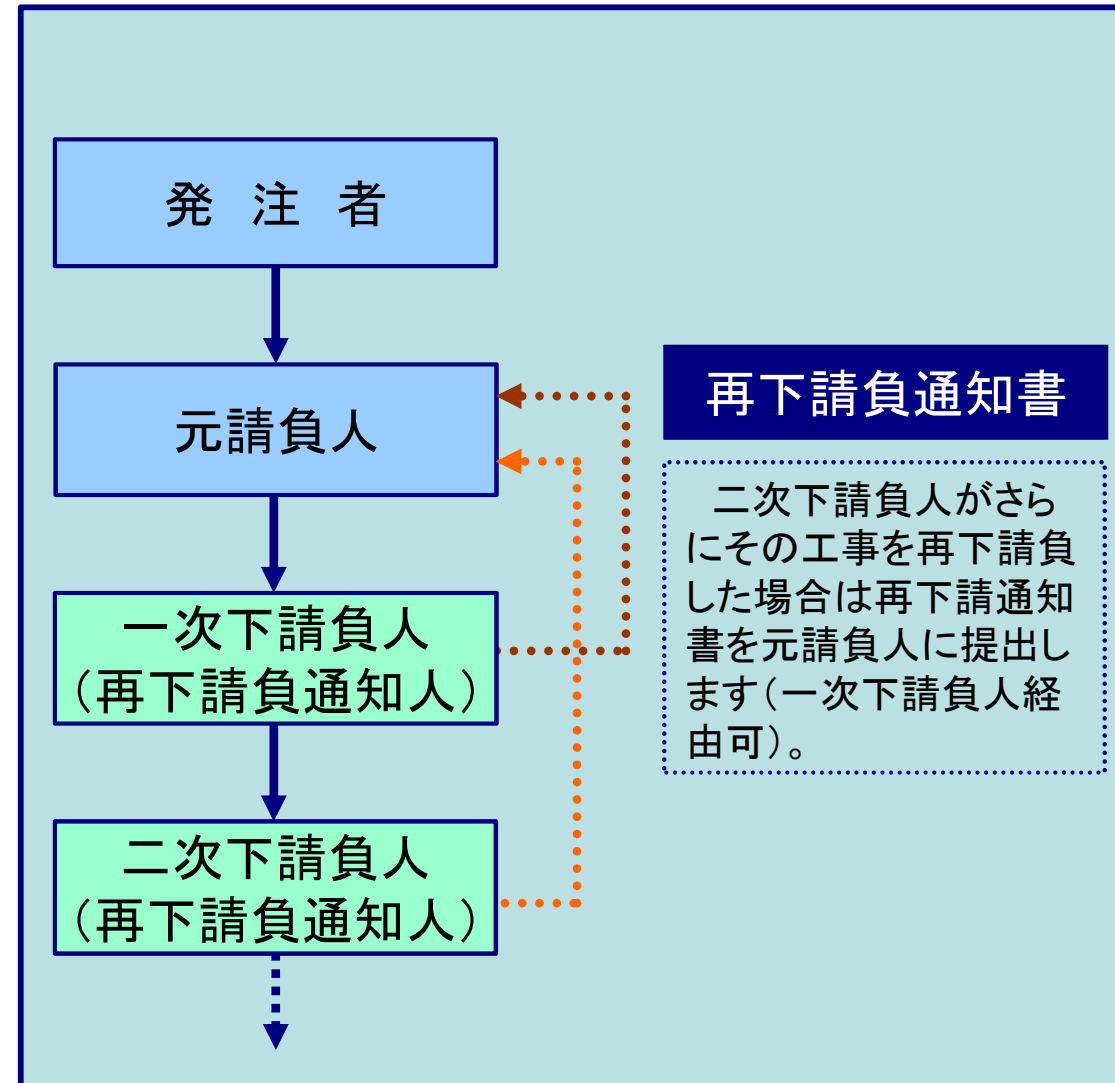
施工体制台帳の作成が義務付けられたことに伴い、下請負人がさらにその工事を再下請負した場合、元請である特定建設業者に対し、再下請負通知書を提出しなければなりません。

(建設業法第24条の7第2項)

再下請負通知書の内容

- ① 自社に関する事項
- ② 自社が注文者と締結した建設工事の請負契約に関する事項
- ③ 自社が下請契約を締結した再下請負人に関する事項(注)
- ④ 自社が再下請負人と締結した建設工事の請負契約に関する事項(注)
- ⑤ 社会保険(健康保険・厚生年金保険・雇用保険)の加入状況
- ⑥ 外国人建設就労者の従事状況

(注) 添付書類(請負契約書の写し)に記載されている事項は、再下請通知書への記載が省略できます。



施工体系図

施工体系図は、作成された施工体制台帳に基づいて、各下請負人の施工分担関係が一目で分かるようにした図のことです。施工体系図を見ることによって、工事に携わる関係者全員が工事における施工分担関係を把握することができます。

施工体系図のイメージ

工事の名称、工期、発注者の名称

(二次下請)

(三次下請)

(一次下請)

(元請)

- 作成建設業者の名称
- 監理・主任技術者の氏名
-
- 専門技術者の氏名
- 担当工事内容

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名
-
- 専門技術者の氏名
- 担当工事内容

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名
-
- 専門技術者の氏名
- 担当工事内容

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

- 下請負人の名称
- 工事内容
- 工期
- 主任技術者の氏名

注1) 下請負人に関する表示は、現に施工中（契約書上の工期中）の者について行うことが必要です。

注2) 主任技術者の氏名の記載は、当該下請負人が建設業者である場合に限り必要です。（主任技術者は、当該下請負人が建設業者であるときに置くことが義務付けられています。）

注3) 「専門技術者」とは、監理技術者又は主任技術者に加えて置く建設業法第26条の2の規定による技術者をいいます。

施工体系図

各下請業者の施工の分担関係を図示したフロー図

施工体系図の掲示

公共工事

民間工事

現場内の見やすい場所

現場内の見やすい場所

公衆の見やすい場所

施工体系図は工事の期間中、**公共工事については工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に**、民間工事については工事関係者が見やすい場所に、掲示しなければなりません。

(建設業法24条の7)

したがって、工事の進行によって表示すべき下請業者に変更があった場合は、速やかに**施工体系図の表示の変更**をしなければなりません。

建設業法で定める標識の掲示

建設業法では、建設業の営業又は建設工事の施工が建設業法による許可を受けた適法な業者によってなされていることを対外的に明らかにするため、建設業者に対し、その店舗及び建設工事現場ごとに、一定の標識を掲げることを義務付けています。 （建設業法第40条）

建設業の許可を受けた建設業者が標識を店舗に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
一般建設業又は特定建設業の別	許可を受けた建設業	許可番号	許可年月日
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
		国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号	
この店舗で営業している建設業			

40cm以上

記載要領

「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

建設業の許可を受けた建設業者が標識を建設工事の現場に掲げる場合

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
主任技術者の氏名	専任の有無		
		資格名	資格者証交付番号
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号	国土交通大臣 知事 許可（ ）第 号		
許可年月日			

35cm以上

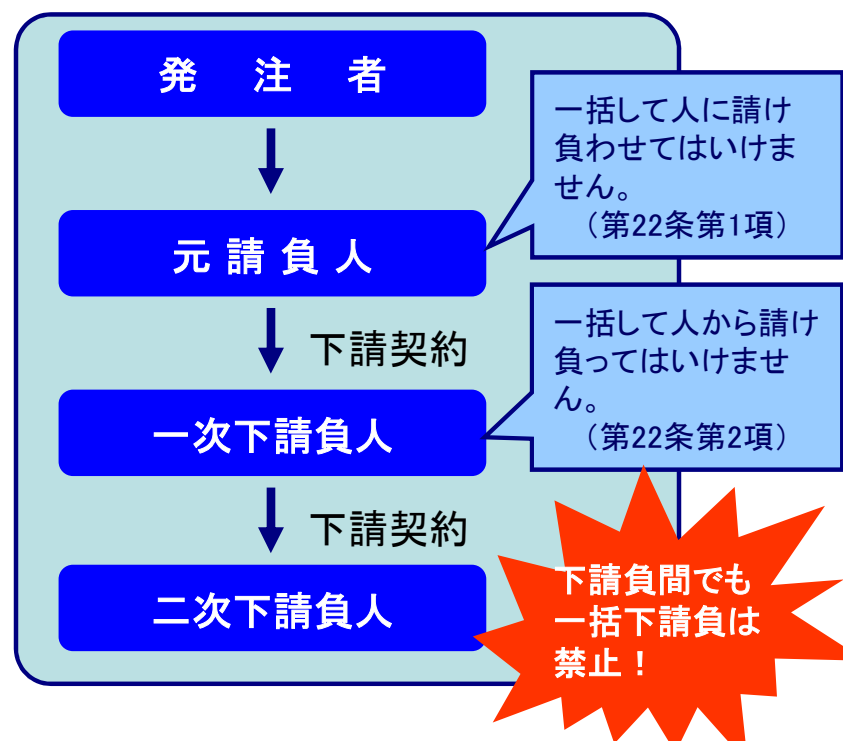
記載要領

- 1 「主任技術者の氏名」の欄は、法第26条第2項の規定に該当する場合には、「主任技術者の氏名」を「監理技術者の氏名」とし、その監理技術者の氏名を記載すること。
- 2 「専任の有無」の欄は、法第26条第3項の規定に該当する場合に、「専任」と記載すること。
- 3 「資格名」の欄は、当該主任技術者又は監理技術者が法第7条第2号ハ又は法第15条第2号イに該当する者である場合に、その者が有する資格等を記載すること。
- 4 「資格者証交付番号」の欄は、法第26条第4項に該当する場合に、当該監理技術者が有する資格者証の交付番号を記載すること。
- 5 「許可を受けた建設業」の欄には、当該建設工事の現場で行っている建設工事に係る許可を受けた建設業を記載すること。
- 6 「国土交通大臣知事」については、不要のものを消すこと。

工事の一括下請負(丸投げ)

工事の一括下請負(丸投げ)とは、工事を請け負った建設業者が、施工において実質的に関与を行わず、下請負人にその工事の全部又は独立した一部を請け負わせることをいいます。建設業法では、これを「一括下請負」と呼び、原則として禁止しています。

- ### 一括下請負とは
- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
 - 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められないものが該当します。



**一括下請負は、公共工事については全面禁止！
民間工事についても原則禁止！**

- 一括下請は、公共工事については、全面禁止されています。
 - 民間工事は、発注者の書面による事前承諾がある場合を除き、禁止されています。
- なお、平成18年の法改正により、一定の民間工事(多数の者が利用する一定の重要な施設等の工事)についても一括下請が全面禁止されることとなりました。

工事の一括下請負(実質的に関与)

一括下請負とは？

- 請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- 請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合であって、請け負わせた側がその下請工事の施工に**実質的に関与**していると認められない場合。



- ① 施工計画の作成
- ② 工程管理
- ③ 出来形・品質管理
- ④ 完成検査
- ⑤ 安全管理
- ⑥ 下請業者への指導監督
- ⑦ 発注者との協議
- ⑧ 住民への説明
- ⑨ 官公庁等への届出等
- ⑩ 近隣工事との調整

元請負人は①～⑩、下請負人については①～⑥等について**主体的に関わる**ことが必要



「一括下請負の禁止について(H13.3.30付け国総建第82号)」

関係通達、ガイドライン、マニュアル

最新の建設業法関連通達、ガイドライン、マニュアルは、国交省のホームページにて御確認下さい。

国交省HP トップページ

政策情報・分野別一覧

組織別一覧 50音順

土地・建設産業ページ

建設業関係

■建設産業トップ

■建設業の許可 / 経営事項審査

■入札契約制度

■法令遵守 / ガイドライン等

■建設工事紛争審査会

■労働・資材対策

■建設関連業 / 専門工事業等

■事業協同組合制度

■建設マスター

■建設業者団体による担い手の育成及び確保の取組

【関係課】建設業課、建設市場整備課

建設業トップページ

コンテンツ

▶建設業の許可

▶品確法・建設業法・入契法等の改正について

▶「平成21年10月1日以降に新築住宅を引き渡す建設業者の皆様への重要なお知らせ」(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保)

▶経営事項審査

▶建設業に係る登録制度

▶公共工事の入札契約制度

▶共同企業体制度(JV)

▶建設工事紛争審査会

▶建設業の国際展開支援施策

▶もっと女性が活躍できる建設業へ向けた取組

▶所管法令・通達一覧

▶建設業法令遵守

▶審議会・研究会報告等

▶建設工事標準請負契約約款

▶ガイドライン・マニュアル

▶統計・データ

建設業法令遵守ページ

建設業法令遵守

▶建設業法令遵守ガイドライン

▶駆け込みホットライン

▶監督処分基準について

▶下請取引等実態調査

▶「建設業取引適正化推進月間」について

▶関係通達等

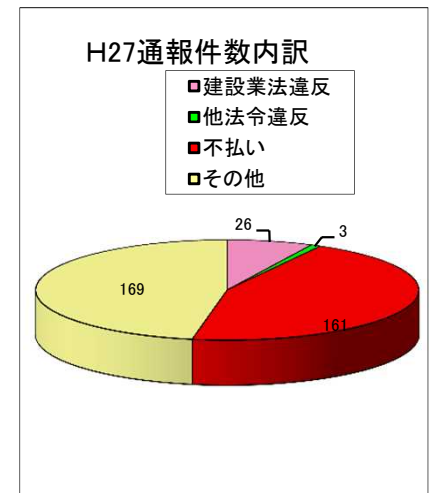
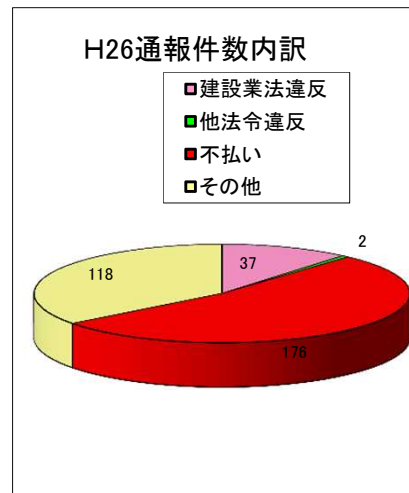
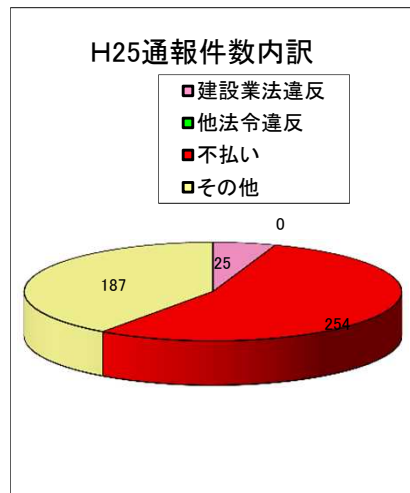
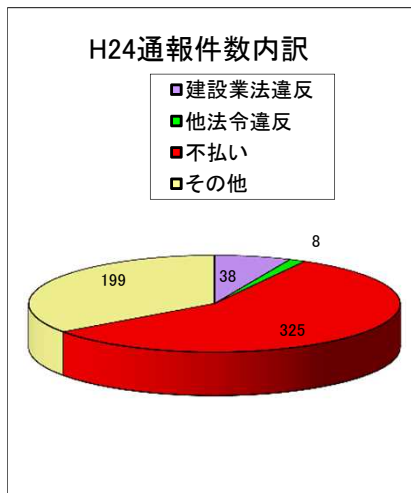
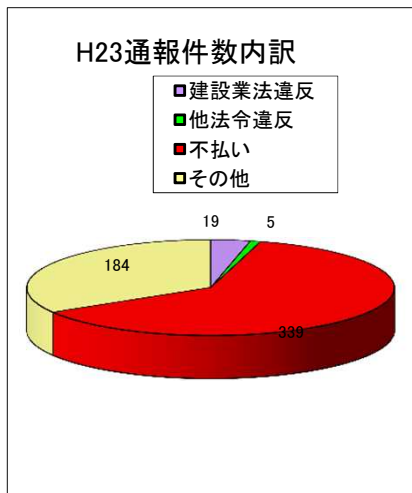
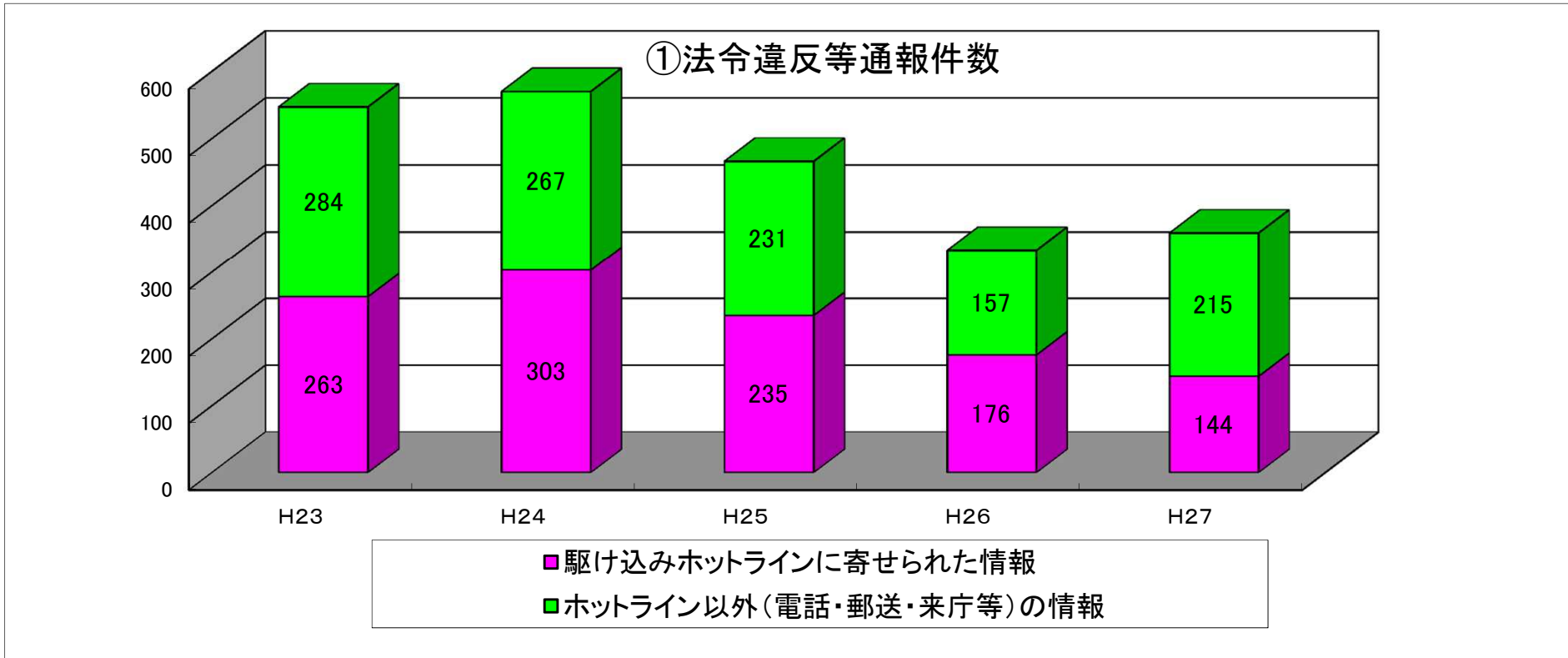
▶建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステム

▶建設業フォローアップ相談ダイヤル(旧:新労務単価フォローアップ相談ダイヤル)

▶建設産業における消費税の転嫁対策について

▶建設工事の請負代金の支払に関する紛争の未然防止について

適正な下請契約に向けて



何気ない取引にも違法な場合があります

忙しかったので契約書を作らなかった

書面によらない契約は、元請負人、下請負人ともに建設業法第19条違反になります。民法上、請負契約は口約束でも成立しますが、内容が不明確、不正確で、言った・言わないの話しになりがちで、後日の紛争の原因となります。必ず書面で、着工前に契約書を取り交わしましょう。

契約を変更する場合にも変更契約の内容を適正に書面化し、署名又は記名押印して相互に取り交わしておかないと、同様に紛争の原因となります。

元請に契約書の締結を求めたら、注文書・請書で十分といわれた

注文書・請書による場合も、建設業法に定める事項を記載しておくことが必要であり、つぎの2つの方法が考えられます。

- ①建設工事の請負契約の当事者間でそれぞれ署名又は記名押印した基本契約書を締結し、相互に交付した上で、具体の取引については注文書・請書を交換する。
 - ②あらかじめ同意した基本契約約款を添付又は印刷した注文書及び請書にそれぞれ署名又は記名押印し交換する。
- 注文書・請書においては、基本契約書又は基本契約約款の取扱いを明確に位置づけるとともに、建設業法第19条第1項の各号に定める事項について、いずれかの書面で記載されていることが必要です。

時間がないので直ぐに見積りを持ってくるよう下請に依頼した

注文者は、建設業法第20条第3項違反になります。

見積もり期間は、工事の予定金額に応じて定められています。500万円未満の工事であっても1日以上は必要です。適正な見積期間を守りましょう。

工事の見積りを提出したら、一方的に納得できない金額まで下げられた

建設工事の請負契約の当事者は、各々対等な立場における合意に基づいて公正な契約を締結しなければなりません。

不当に低い請負代金で契約を締結することになれば、施工方法や工程等に無理な手段、期間等の採用を強いることとなり、手抜き工事、不良工事等の原因ともなりかねないので、このような請負契約の締結はしてはなりません。(建設業法第19条の3)

下請け契約までの在り方

契約締結に至るまでの手順等について

(1) 契約締結に至るまでの手順

総合工事業者、専門工事業者間における契約締結に至るまでの望ましい手順は、次のとおりです。



(2) 契約締結に至るまでの手順の実施方法

契約締結に至るまでの手順である見積依頼、仕様書・図面等渡し、質疑応答、見積内訳の提示、費用負担の取決めは、書面を用い、伝達事項の詳細について、総合工事業者、専門工事業者双方の意思の統一を図る必要があります。

依頼方法

建設業法第19条第1項のうち第2号(請負代金の額)を除く工事内容、工期等の事項について、できる限り具体的な内容を提示して依頼すること。

- ① 工事内容
- ② 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ③ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ④ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑤ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑥ 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑦ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑧ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑨ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑩ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑪ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑫ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑬ 契約に関する紛争の解決方法

見積期間

見積期間は、次のとおりとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- 1 工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上
- 2 工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上
- 3 工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、15日以上

下請契約について (建設業法第19条)

(1) 契約締結の方法

下請契約の締結に当たっては、建設業法第19条第1項の規定に従い、契約の内容を明示した適正な契約書を作成し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。また、契約の変更が発生した際には、その変更の内容を書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に交付しなければなりません。

- ① 工事内容
- ② 請負代金の額
- ③ 工事着手の時期及び工事完成の時期
- ④ 請負代金の全部又は一部の前金払又は出来形部分に対する支払の定めをするときは、その支払の時期及び方法
- ⑤ 当事者の一方から設計変更又は工事着手の延期若しくは工事の全部若しくは一部の中止の申出があった場合における工期の変更、請負代金の額の変更又は損害の負担及びそれらの額の算定方法に関する定め
- ⑥ 天災その他不可抗力による工期の変更又は損害の負担及びその額の算定方法に関する定め
- ⑦ 価格等(物価統制令(昭和21年勅令第118号)第2条に規定する価格等をいう。)の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更
- ⑧ 工事の施工により第三者が損害を受けた場合における賠償金の負担に関する定め
- ⑨ 注文者が工事に使用する資材を提供し、又は建設機械その他の機械を貸与するときは、その内容及び方法に関する定め
- ⑩ 注文者が工事の全部又は一部の完成を確認するための検査の時期及び方法並びに引渡しの時期
- ⑪ 工事完成後における請負代金の支払の時期及び方法
- ⑫ 工事の目的物の瑕疵を担保すべき責任又は当該責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する定めをするときは、その内容
- ⑬ 各当事者の履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- ⑭ 契約に関する紛争の解決方法

(2) 請負契約書の形態

請負契約書は、公共工事・民間工事とも右の①～③のいずれかの方法により書面で作成しなければなりません。

公共工事・民間工事とも

契約内容を以下のいずれかの書面で作成します。

- 個別契約書
- 注文書・請書 + 基本契約書
- 注文書・請書 + 基本契約約款



(1) 工事完成の通知を受けてから、検査を完了するまでの期間

下請負人から工事完成の通知を受けたときは、元請負人は、当該通知を受けた日から20日以内でかつ、できる限り短い期間内にその完成を確認するための検査を完了しなければなりません。(建設業法第24条の4第1項)

(2) 引渡しの申し出があつてから、引渡しを受けるまでの期間

検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が引渡しを申し出たときは、当該建設工事の目的物の引渡しを直ちに受けなければなりません。(建設業法第24条の4第2項)

検査フロー



下請代金の支払について

(1) 引渡し申し出があつてから支払いを行うまでの期間

下請代金の支払期日が規定されていないと、下請負人は元請負人から一方的に支払期日を遅らされたりする等、下請負人が不当な不利益をこうむる恐れがあります。

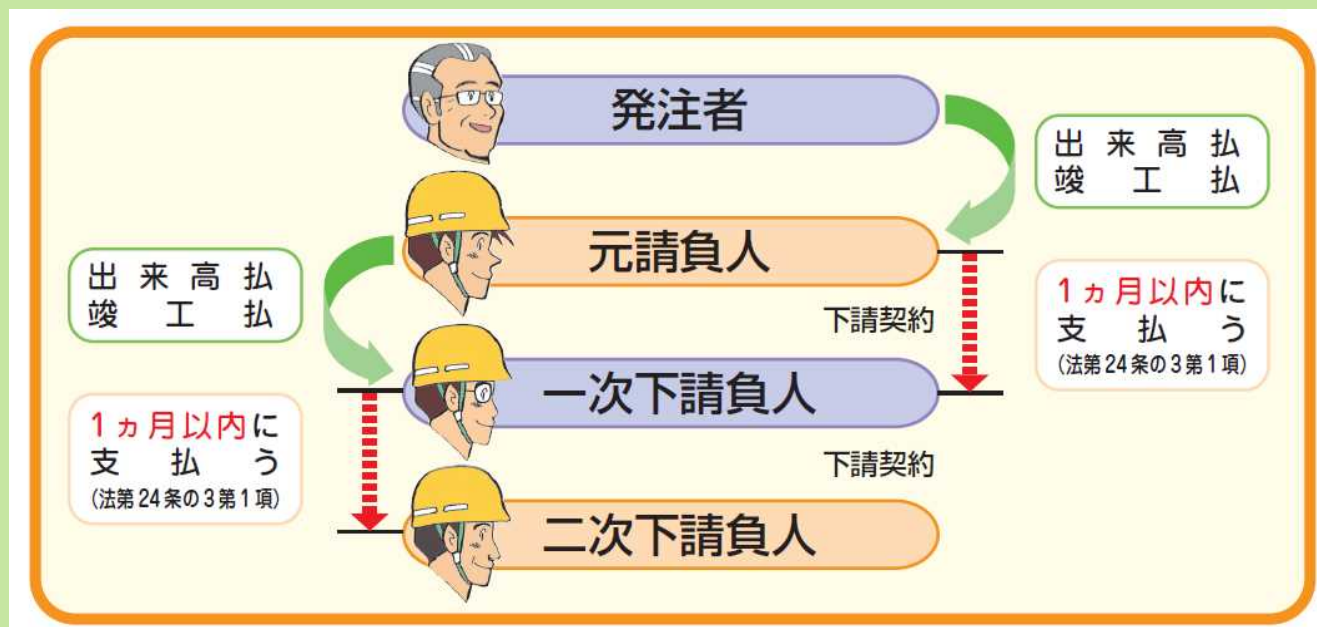
元請負人は、注文者から請負代金の支払を受けた場合にのみ、一定期間内に下請代金を支払うことを義務づけられています（建設業法第24条の3）が、下請負人の保護の徹底を図るために、特定建設業者は、注文者から支払を受けたか否かに関わらず、工事完成の確認後、下請負人（特定建設業者又は資本金額が4,000万円以上の法人は除く。）から工事目的物の引渡し申し出があつたときは、申し出の日から50日以内に下請代金を支払わなければなりません。（建設業法第24条の5第1項）

検査・引渡し・下請代金の支払フロー〈特定建設業者〉



(2) 発注者の支払を受けてから下請業者に支払うまでの日数

元請負人は、注文者から請負代金の出来形部分に対する支払又は工事完成後における支払を受けたときは、建設業法第24条の3第1項の規定に従い、支払の対象となった工事を施工した下請人に対して、1ヵ月以内に相応する下請代金を支払わなければならない。



下請代金の支払は、出来高払又は竣工払のいずれの場合においても、できる限り早く行うことが必要です。1ヵ月以内という支払期間は、毎月一定の日に代金の支払を行うことが多いという建設業界の商慣習を踏まえて、定められたものですが、1ヵ月以内であればいつでもよいということではなく、出来る限り短い期間内に支払われなければならない。

(3) 前払金(中間前払金)を行う場合の支払方法

前払金の支払を受けたときは、建設業法第24条の3第2項の規定に従い、下請負人に対して建設工事の着手に必要な費用を前払金として支払うよう適切な配慮をしなければなりません。特に、公共工事においては、発注者(下請契約における注文者を除く。)からの前払金は現金でなされるので、企業の規模にかかわらず、前払金制度の趣旨を踏まえ、受注者に対して相応する額を、速やかに現金で前金払するよう十分な配慮をしなければなりません。

(4) 支払方法

下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払としなければなりません。

下請代金の支払とは、法律上は原則として現金による支払と解されますが、一般の商慣習においては手形による支払が非常に多く、又、手形の割引によって現金による支払とほぼ同等の効果も期待し得るので、建設業法では手形による支払を一律に禁止することはせず、「割引を受けることが困難」なため、支払を受けたのと同等の効果を生じないような手形の交付のみ禁止しているところです。

(5) 手形期間

手形期間は、120日以内で、できる限り短い期間としなければなりません。

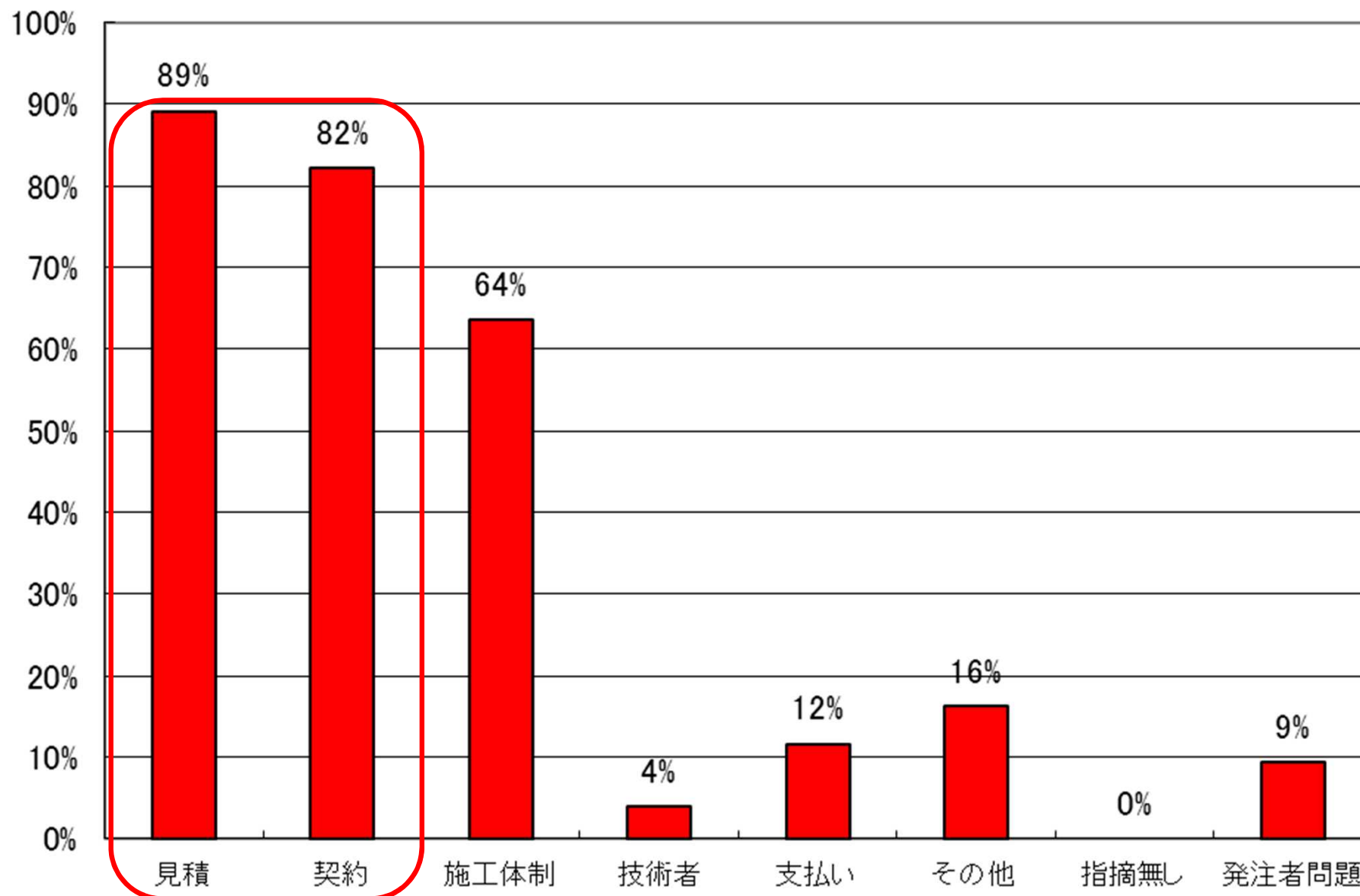
また、建設業法第24条の5第3項の規定に従い、当該下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付してはなりません。

「建設産業における生産システム合理化指針について」(平成3年2月5日付け建設省経構発第2号)において、『下請代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合であっても、支払代金に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については、現金払とすること。手形払を行う場合には、手形期間は、120日以内とすること。』としてその遵守の徹底を図るよう通達しています。



建設現場における建設業法令遵守について

■ 指摘を受けた業者割合



平成26年度・27年度近畿地方整備局立入調査結果より

見積りに関する違反事例

➤ 見積り依頼が口頭などで不明確

建設業法第20条第3項では工事内容などできる限り具体的な内容を提示するよう求めている。口頭では具体的な内容を伝えるには十分とは言い難く、書面にて提示することが望ましい。

➤ 予定価格に応じ一定の見積期間を設けていない

建設工事の注文者は、請負人が見積りを行うために必要な一定の期間(建設業法施行令第6条)を設ける必要がある。予定価格に応じ一定の見積期間を設けないで見積りを依頼することは、**建設業法第20条第3項に違反する。**

契約に関する違反事例①

➤ 口頭契約

民法上、口頭契約も有効となるが、建設工事の請負契約においては 建設業法第19条第1項に基づき書面による契約を締結しなければならない。建設業は、他の業種と比べると不払い等のトラブルが多いことから、あえて建設業法で定められ、不払い等のトラブルに巻き込まれないためにも書面にて契約することが重要である。よって建設工事の請負契約において口頭による契約は**建設業法第19条第1項違反**である。

➤ 注文書・注文請書のみでの交付

注文書と注文請書のみで契約を締結したとしても、建設業法第19条第1項で定められている契約書に記載すべき14項目が網羅されていない。注文書・注文請書で契約する場合は、基本契約約款を添付するか、又は事前に基本契約書を締結し14項目を網羅する必要がある。よって、**注文書・注文請書のみで契約をすることは建設業法第19条第1項に違反している可能性が非常に高い**。

➤ 契約書記載項目不足

①個別契約書での契約、②注文書・注文請書＋(基本契約書又は基本契約約款)で契約をしているにも係わらず、契約書に記載すべき14項目が不足していることが多い状況である。契約書に記載すべき項目が不足していることは、**建設業法第19条第1項に違反する**。

契約に関する違反事例②

▶ 不当な使用資材等の購入強制の禁止

注文者は、請負契約の締結後、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これを請負人に購入させて、その利益を害してはならない。これに違反することは、**建設業法第19条の4に違反するとともに、独占禁止法第19条及び第20条にも違反する。**

▶ 変更契約未締結

当初契約内容から変更が生じた場合は、変更契約を書面で契約する必要がある。金額の増減が無く工期延期だけの変更であったとしても変更契約を書面で締結する必要がある。変更契約を書面で締結していないことは、**建設業法第19条第2項に違反する。**

▶ 契約前着工

ついつい「契約ぐらい」と考えてしまう契約担当者も多いようですが、契約前着工で取り返しのつかなくなることもある。現場で一番怖いことは事故であり、もしも未契約の状況で工事に着手して事故が起きたらどうなるか考えたことはあるでしょうか？ 安易に考えることは危険です。

また、契約書に記載すべき14項目で工事着手の時期及び工事完成の時期の明示を求めており、着手後に契約を締結することは、**建設業法第19条第1項に違反する。**

契約に関する違反事例③

▶ 無許可業者との契約

建設業法第3条第1項の規定に違反して同項の許可を受けずに建設業を営む者と下請契約を締結(無許可業者との契約)することは建設業法違反です。無許可業者と下請契約を締結した建設業者は、**建設業法第28条第1項第6号に基づき、営業停止等の処分**となる。

なお、勿論のことながら、無許可で営業することは論外である。

【参考】無許可業者との契約の事例

例1) 変更で500万円を超えてしまった

当初契約時は500万円未満であったことから軽微な工事扱いとなるため、許可を持たないA社と契約を締結した。追加が色々発生したため、結果的にA社と500万円を超える契約を締結してしまった。

例2) 支給品を加味すると500万円を超えていた

下請負契約: 450万円(手間のみ)

材料支給品: 100万円相当(市場価格)

450万円 + 100万円 > 500万円となり許可がいる。

例3) 下請業者が一式工事業しか持っていない

無許可業者との契約 又は 一括下請

契約に関する違反事例④

➤ 不当に低い請負代金の禁止

注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。これに違反することは、**建設業法第19条の3に違反するとともに、独占禁止法第19条及び20条にも違反する。**

➤ 指値発注

下請負人から見積をもらっても、下請負人と協議することなく一方的に値切るとは、**指値発注**となる。指値発注は、**建設業法第19条の3に違反する可能性が非常に高いだけでなく、建設業法第18条(建設工事の請負契約の原則)に違反する。**

技術者の違反事例

▶ 専任を要する監理技術者等が他の工事に従事

専任の監理技術者(主任技術者)は専らその工事にのみ従事しなければならない、他の工事に従事することは**建設業法第26条第3項に違反**する。

▶ 営業所専任技術者が監理技術者等として従事

営業所専任技術者は専ら営業所にて建設業の営業業務に従事する必要がある。特例を除き、監理技術者等として従事することは、**建設業法第7条第2号若しくは第15条第2号(許可基準)及び第26条第3項に違反**する。

▶ 派遣や協力業者の人を監理技術者等として配置

工事に配置される監理技術者(主任技術者)は、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要である(監理技術者制度運用マニュアルより)。直接的かつ恒常的な雇用関係に無い者が監理技術者等として従事することは**監理技術者等の不設置**となり、**建設業法第26条違反**となる。

支払に関する違反事例

▶ 支払の申し出日より51日後の支払

特定建設業者は下請負人(特定建設業者又は資本金額が4千万円以上の法人は除く)から工事目的物の引渡しの申出があったときは、申出の日から50日以内に支払期日を定めねばならず、51日後の支払は、**建設業法第24条の5第1項違反**となる。

▶ 手形サイトが120日を超える

元請負人が手形期間120日を超える長期手形を交付した場合は、「割引を受けることが困難である手形の交付」と認められる場合があり、その場合には**建設業法第24条の5第3項に違反**する。

▶ 赤伝処理

赤伝処理とは、元請負人が下請代金の支払い時に差し引く(相殺する)行為であり、**赤伝処理を行う場合は、元請負人と下請負人の双方の協議・合意(見積条件や契約書面に明示)が必要**である。

しかしながら、協議を行わず一方的に相殺している事例が多い。

- ★現場事務所の電気代
- ★現場事務所の駐車場代
- ★安全協力会費
- ★建設廃棄物の処理費用の負担
- ★振込手数料

監督処分(指示・営業の停止・許可の取消し)

監督処分の対象となる行為(建設業法の規定)

○ 指示(建設業法第28条)

- ① 建設業者が建設工事を適正に施工しなかったために公衆に危害を及ぼしたとき、又は危害を及ぼすおそれが大であるとき
- ② 建設業者が請負契約に関し不誠実な行為をしたとき
- ③ 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員)又は政令で定める使用人が業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不相当であると認められるとき
- ④ 一括下請負の禁止の規定に違反したとき
- ⑤ 主任技術者又は監理技術者が工事の施工の管理について著しく不相当であり、かつ、その変更が公益上必要であると認められるとき
- ⑥ 建設業者が無許可業者と下請契約(軽微な建設工事に係る契約を除く。)を締結したとき
- ⑦ 下請負人である建設業者が、特定建設業以外の建設業を営む者と下請代金の額が3,000万円(当該建設業が建築工事業である場合においては、4,500万円)以上となる下請契約を締結したとき
- ⑧ 建設業者が、情を知って営業停止期間中の建設業者と下請契約を締結したとき
- ⑨ 建設業法の規定及び入札契約適正化法第13条第1項又は第2項に違反したとき

○ 営業の停止(建設業法第28条)

- ① 上記(指示)①から⑧のいずれかに該当するとき(※ その事実について情状が重く、建設業者に対する指示処分のみでは十分でないと認められ、かつ、情状が特に重いとして許可の取消し処分に至るものでないもの)
- ② 指示処分に従わないとき

○ 許可の取消し(建設業法第29条)

- ① 建設業の許可要件を満たさなくなった場合
- ② 一定の欠格事由に該当したとき
- ③ 許可換えが必要であるにもかかわらず、新たな許可を受けないとき
- ④ 許可を受けてから1年以内に営業を開始せず、又は引き続いて1年以上営業を休止した場合
- ⑤ 許可に係る建設業者を廃業等したとき
- ⑥ 不正の手段により許可を受けたとき
- ⑦ 上記(指示)の①から⑧のいずれかに該当し情状特に重い場合又は営業の停止の処分に違反したとき
- ⑧ 建設業の許可を受けた建設業者が付された条件に違反したとき

○ 建設業者の不正行為等に対する監督処分の基準
(平成十四年三月二十八日 国総建第六七号)
改正 平成二四年十月二四日 国土建第二一四号)

建設工事紛争審査会

中央建設工事紛争審査会は、建設工事の請負契約をめぐるトラブルの解決を図る準司法機関で、中央(国土交通本省)と各都道府県に置かれています。

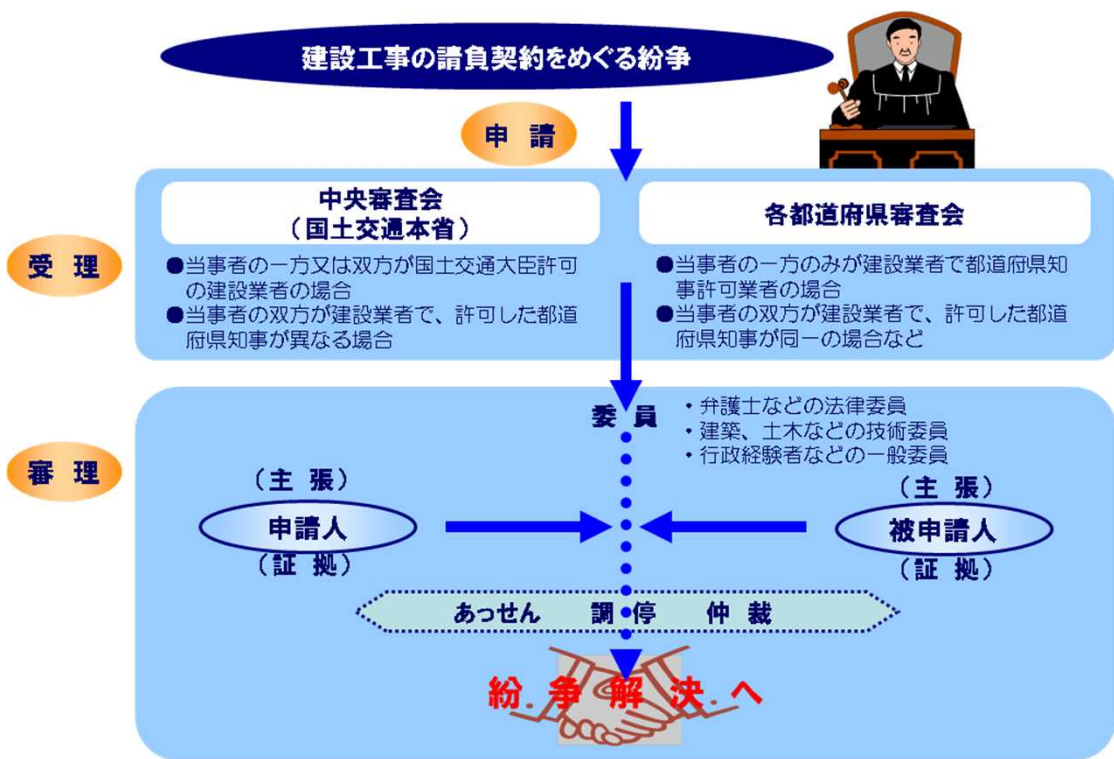
工事の雨漏りなどの欠陥(瑕疵)があるのに補修してくれない、工事代金を支払ってくれないといった建設工事の請負契約をめぐる紛争の解決を図るためには、建設工事に関する技術、商慣行などの専門的な知識が必要となることが少なくありません。

建設工事紛争審査会(以下「審査会」といいます。)はこうした建設工事の請負契約に関する紛争について、専門家により、公正・中立な立場に立って、迅速かつ簡便な解決を図ることを目的として、建設業法に基づいて設置された公的機関です。
(建設業法第25条)

建設工事紛争審査会事務局(近畿地方整備局管内)

中央	国土交通省土地・建設産業局 建設業課紛争調整官室	〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関2-1-3	03-5253-8111(内24764)
福井県	土木部土木管理課 建設業グループ	〒910-8580 福井市大手3-17-1	0776-20-0468
滋賀県	土木交通部監理課建設業担当	〒520-8577 大津市京町4-1-1	077-528-4114
京都府	建設交通部指導検査課 建設業担当	〒602-8570 京都市上京区下立売通新町 西入藪ノ内町	075-451-8111(内5222)
大阪府	住宅まちづくり部建築振興課 建設指導グループ	〒559-8555 大阪市住之江区南港北1-14-16	06-6944-9345
兵庫県	県土整備部県土企画局総務課 建設業室	〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1	078-341-7711(内4576)
奈良県	県土マネジメント部建設業指導室	〒630-8501 奈良市登大路町30	0742-27-5429
和歌山県	県土整備部県土整備政策局 技術調査課建設業班	〒640-8585 和歌山市小松原通1-1	073-432-4111(内3070)

- (注) ① 審査会は、建設業者を指導・監督したり技術的な鑑定を行う機関ではありません。
② 不動産の売買に関する紛争、専ら紛争に関する紛争、工事に伴う近隣者との紛争、直接契約関係のない元請・孫請間の紛争などは取り扱うことができません。



【参考】駆け込みホットライン

建設業法に違反している建設業者の情報収集の窓口

駆け込みホットライン

「駆け込みホットラインとは」・・・

主に、国土交通省大臣の許可を受けた建設業者の、建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付ける窓口です。

- ◆「駆け込みホットライン」は、各地方整備局等の建設業の許可行政部局に設置した「建設業法令遵守推進本部」の通報窓口につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

◆通報先◆

電話  0570-018-240

(受付時間) 10:00~12:00
13:30~17:00 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX  0570-018-241

メール kakekomi-hl@mlit.go.jp

郵送 〒540-8586
大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎第1号館
国土交通省 近畿地方整備局 建設部内
「駆け込みホットライン」宛

*違反の疑いのある行為を証明するような資料等があれば、ご提供ください。

法令違反情報は、通報された方に不利益が生じないように十分注意して取り扱います。

国土交通省 近畿地方整備局 建設部 建設産業第一課
大阪市中央区大手前1-5-44大阪合同庁舎1号館 電話:06-6942-1141(代表)

「駆け込みホットライン」で受け付ける 法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。

●元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

- ・書面による契約を行わず口頭で契約を締結している
- ・原価割れ受注を強要された
- ・下請代金から合理的理由の無い経費を一時的に差し引いている
- ・無引困難な長期手形を交付された
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約をしている
- ・元請の一般許可業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等

●工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の監理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない 等

●虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している 等

建設業法令遵守推進本部「駆け込みホットライン」

◆通報先◆
TEL. ☎ 0570-018-240
受付時間:10:00~12:00 / 13:30~17:00(土・日・祝祭日を除く)
FAX. ☎ 0570-018-241
E-mail. ✉ kakekomi-hl@mlit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が連絡情報として取り上げ、立入検査・報告徴収するかどうかの判断ができる次の事情について、できる限りの明らかに報告して頂くことが望まれます。

- ◆通報される方の氏名、住所
- ※通報された方に不利な影響が生じないように十分注意します(※)。(注)できるだけ具体的な事実を添付してください。
- ◆違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
- ◆違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事情
(ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたらか 等
なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送・FAX可)してください。

社会保険等未加入対策

中央建設業審議会「建設産業における社会保険加入の徹底について(提言)」(平成24年3月)

関係者を挙げて社会保険未加入問題への対策を進めることで、

- 技能労働者の処遇の向上、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保
- 法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築 を実現する必要がある

目 標

実施後5年(平成29年度)を目途に、企業単位では許可業者の加入率100%、労働者単位では製造業相当の加入状況を目指す

1. 行政・元請・下請一体となった保険加入の推進

- **社会保険未加入対策推進協議会の設置** (H24.5～)
 - ・建設業関係団体等84団体、学識経験者、行政(国交省、厚労省)により構成
 - ・社会保険未加入対策の取組について共有、周知

2. 行政によるチェック・指導

- **経営事項審査における減点幅の拡大** (H24.7～)
 - ・雇用保険、健康保険、厚生年金保険に未加入の場合の減点幅を拡大
- **許可更新時等の確認・指導** (H24.11～)
 - ・許可更新・経審・立入検査時に保険加入状況を確認・指導
 - ・立入検査時には元請企業の下請企業への指導状況も確認
 - ・指導に従わず未加入の企業は保険担当部局に通報

3. 直轄工事における対策

- **直轄工事における対策** (H26.8～段階的に実施)
 - ・元請企業及び一次下請企業を社会保険等加入企業に限定
 - ・二次以下の下請企業についても未加入企業の通報・加入指導を実施

4. 元請企業による下請企業への指導

- **下請指導ガイドライン(課長通知)** (H24.11～)
 - ・元請企業は、施工体制台帳・再下請通知書・作業員名簿等により下請企業や作業員の保険加入状況を確認・指導
 - ・遅くとも平成29年度以降は、
 - ①未加入企業を下請企業に選定しない
 - ②適切な保険に未加入の作業員は特段の理由が無い限り現場入場を認めない
 との取扱いとすべき

5. 法定福利費の確保

- **直轄工事の予定価格への反映** (H24.4～)
 - ・事業主負担分及び本人負担分について、必要な法定福利費を予定価格に反映
- **法定福利費を内訳明示した見積書の活用** (H25.9～)
 - ・各専門工事業団体毎に、法定福利費を内訳明示した「標準見積書」を作成
 - ・下請企業から元請企業への標準見積書等の提出を一斉に開始
 - ・標準見積書等の提出を元請企業から下請企業に対する見積条件に明示することを申し合わせ(H27.1～)

平成29年度の目標達成に向けた今後の取組方針

1. 社会保険加入に向けた対策の強化

○ 元請企業による加入指導の強化

- ・社会保険加入について元請企業の下請企業に対する指導責任の強化を検討

○ 公共工事における社会保険未加入企業の排除

- ・直轄工事において、二次下請以下の対策を検討
- ・地方公共団体の発注工事においても、未加入企業の排除を図ることを、入札契約適正化法に基づき要請

○ 未加入の建設業許可業者の「見える化」

- ・「建設業者等企業情報検索システム」に社会保険の加入状況に関する情報を追加

2. 法定福利費の確保

○ 法定福利費を内訳明示した見積書の活用徹底

- ・立入検査による見積書の活用徹底
- ・再下請負の場合についても見積書の活用を徹底(下請指導ガイドラインの改訂)

○ 見積書に関する周知・啓発の徹底

- ・2次以下の下請企業を対象に見積書の作成方法に関する研修会を全国で開催
- ・小規模事業者にも使いやすいよう、法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順を充実(簡易版の作成等)

3. 加入すべき対象の明確化

○ 一人親方等の雇用と請負の明確化の徹底

- ・施工体制台帳や作業員名簿等において雇用と請負を明確化し、適切な保険への加入を徹底

○ 未加入の労働者の扱いについて明確化

- ・特段の理由が無い限り現場入場を認めない取扱いとすべき社会保険等未加入の作業員について、工事の施工への影響を踏まえつつ、限定的に明確化

4. 相談体制の充実、周知・啓発

○ 相談体制の充実

- ・全国社会保険労務士会連合会との連携強化
 - ①各都道府県単位での相談窓口の設置
 - ②国交省による説明会とタイアップした相談会の開催 等
- ・Q&Aの充実及び本省、地方整備局等における対応強化

○ 周知・啓発の徹底

- ・就労形態等に応じ加入すべき適切な保険について周知
- ・社会保険未加入対策に係る説明会を全国で開催

(参考)「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」について

法定福利費を内訳明示した見積書の作成(平成27年5月)

① 専門工事業団体等が作成した標準見積書の活用等により、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を作成する

国交省HP(社会保険未加入対策ページ)に掲載された各専門工事業団体の標準見積書等を活用し、見積書を作成

② 下請企業が自ら負担しなければならない法定福利費を適正に見積り、法定福利費相当額を内訳明示した見積書を作成する

「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」等を参考に見積書を作成

標準見積書作成手順

〔基本的な法定福利費算出方法〕
= 労務費総額 × 法定保険料率

〔その他の法定福利費算出方法〕
= 工事費 × 工事費あたりの平均的な法定福利費の割合
= 工事数量 × 数量あたりの平均的な法定福利費の割合

御見積書(例)

◇◇◇株式会社 殿

住所 ××
○○株式会社

見積金額 L (消費税込)

※ 専業主負担分の法定福利費は別に計上するので、経費から除いておく。

(内訳)

項目	数量	歩掛	単価	金額
〇〇〇工事				
材料費				A
労務費				B
経費(法定福利費を除く)				C
小計				D=A+B+C
法定福利費				
法定福利費専業主負担額				
雇用保険料	B	p	E=…B×p	
健康保険料	B	q	F=…B×q	
介護保険料	B	r	G=…B×r	
厚生年金保険料(児童手当拠出金含む)	B	s	H=…B×s	
合計	B	t	I=…B×t	I
小計				J=D+I
消費税等				K=J×8%
合計				L=J+K

※ 専業主負担分以外の法定福利費を含める場合は、その旨明記し、工事の労務費から当該金額を控除しておく。

※ 介護保険の加入率を加味した保険料率を設定する。

※ 専業主負担分の法定福利費を明示する。

※ 法定福利費も消費税の対象になる。

3. 社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)の作成

平成27年4月に、「社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)」を作成し、国土交通省のホームページにて公表。

http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html

国交省HP トップページ

政策情報・分野別一覧

組織別一覧 50音順

土地・建設産業ページ

社会保険未加入対策ページ

Q&A(よくある質問)

3. 具体的対策

1 保険加入の推進

[1] 推進協議会

- 1) [全国協議会・ワーキンググループ](#)
- 2) [地方協議会\(開催実績\)](#)

[2] 加入促進計画

- 1) [社会保険加入促進計画の枠組み\(案\)](#)
- 2) [日建連社会保険加入促進計画\(外部リンク:日建連\)](#)
- 3) [各団体が作成した保険加入促進計画\(1/3\) \(2/3\) \(3/3\)\(外部リンク:第二回全\)](#)

[3] 行政実施計画

- [建設業における保険未加入問題への行政の取り組み\(平成](#)

[4] 周知方策

- 1) [相談窓口\(外部リンク:振興基金相談窓口\)](#)
- 2) [チラシ等広報媒体\(チラシ原稿\)](#)
- 3) 周知・広報用リーフレット・ポスター
イ、[発注者向け](#) ロ、[元請企業向け](#)
ハ、[下請企業\(専門工事業者\)向け](#) ニ、[建設業で働く方](#)
ホ、[ポスター](#)
- 4) [みんなで進める一人親方の保険加入\(社会保険加入にあ](#)
イ、[建設企業向け](#) ロ、[一人親方向け](#)
- 5) [社会保険等未加入対策について\(平成26年6月17日現在](#)
【[官庁主導事業\(よきまね社会保険未加入対策\)について](#) (外部

[6] [社会保険未加入対策に関するQ&A\(よくある質問\)](#)

社会保険未加入対策に関するQ&A(よくある質問)

No	質問内容	回答
1	建設業における社会保険未加入対策とは何か。	建設業では、下請企業を中心に、関係法令により加入が義務付けられている年金、医療、雇用の各保険(社会保険等)について、企業としての未加入、労働者の未加入などにより、法定福利費を適切に負担しない保険未加入企業が多数存在しています。社会保険等への未加入は、技能労働者の処遇の低下など就業環境を悪化させ、若年労働者が減少する一因となっています。そして、若年労働者の減少により、経験の積み重ねによって得られる技能を熟練者から若者へと承継することが困難となり、建設業自体の持続的発展が妨げられることとなります。 一方、法律を守らない保険未加入企業が存在することで、適正に法定福利費を負担し、人材育成を行っている真面目な企業ほどコスト高となり、競争上不利になるという歪んだ状況が生じています。 こうした状況を建設業における社会保険未加入問題であり、保険未加入企業の排除に向けた取組により、建設業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、企業間の健全な競争環境を構築する必要があります。
2	国土交通省が加入を推進している社会保険の種類は、どのようなものですか。	国民健康保険として法律で国民の加入が義務づけられている保険制度には、医療保険、年金保険、雇用保険、労災保険があります。これらはいずれも1人では支えきれない暮らしの中の助けがたいリスクを国民全体で支えたい仕組みです。 医療保険は、病気やけがで病にかかった時に医療費がかかるリスクに対し、一定の自己負担だけで治療を受けられるようにするため、健康保険や国民健康保険などがあります。年金保険は、年をとって仕事ができなくなり、収入がなくなるリスクに対し、一定の年費以上になったそれまでの加入期間に応じて毎月年金(障害を負ったときや本人がなくなった時は障害年金や遺族年金)の給付を受けられるもので、厚生年金や国民年金などがあります。雇用保険は、失業して収入がなくなるリスクに対し、生活を安定させて就職活動ができるよう、一定期間、手当の給付を受けられるものです。労災保険は、業務上や通勤上の業務リスクに対し、療養費用などの支給を受けられるものです。 この4保険のうち、労災保険は、建設業の場合、原則として元請が一括して加入する方法が一般的ですが、医療、年金、雇用の各保

平成27年5月に、一人親方の労働者性・事業者性の判断基準をわかりやすく周知するため、リーフレットを作成。（平成25年3月に策定した判断基準の簡易版の作成）

（リーフレット抜粋）

みんなで進める「一人親方」の社会保険加入

自分自身で、会社を通じて、「一人親方」も、社会保険への加入が求められます。

病気やけが、退職、老後の生活などに対応するため、全国民が加入する権利と義務をもつ社会保険制度が設けられています。建設業に従事する「一人親方」も、その働き方に応じた加入が法令で義務づけられています。

事業者としての働き方か、労働者としての働き方か、「一人親方」としての状況を見極めて社会保険加入を進めてください。



どちらの働き方ですか？

1 請負としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば、仕事を依頼されている会社から・・・
- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がある
 - ・毎日の仕事量や進め方などは一任されており、自分の裁量で判断できる
 - ・工事の出来高見合いで報酬が支払われる

事業主として、個人で社会保険（国民健康保険（組合）、国民年金）に加入すればよい可能性が高いです。

2 労働者としての働き方に近い「一人親方」

- たとえば仕事を依頼されている会社から・・・
- ・仕事が早く終わった後、予定外の仕事を頼まれたとしても断る自由がない
 - ・毎日、細かな指示、具体的な指示を受けて働く
 - ・一日当たりの単価など働いた時間により報酬が支払われる

（一人親方）仕事を依頼されている会社の社会保険に加入すべき場合があります！
（企業）自社の従業員として、社会保険に加入させなければならない場合があります。